

●丸田轍三郎君之傳

●平民●嘉永五年十一月生●  
静岡縣駿河國庵原郡入山村住

君は下野國那須郡伊王野村の人にして家世々農を業とす父を庄平と曰ふ君其季子なり家貧しきを以て幼より父に従ひ耕耘を事とし畝畝の間に成長す然れも天性穎悟學はずして善く字を識る常に農事の改良を以て自ら任す明治六年栃木縣勸業課君に命じて絹川の開墾に従事せしむ又那須野原に養蠶所を設く十一年縣遠藤與平氏を聘し砂糖製造法傳習所を置き之か教師たらしむるや君亦傳習生となり既にして業を卒る與平は遠江國三保村の人なり十二年君砂糖の栽培及製造を試む其年支那廣東に遊ひ砂糖製

造法を視察す遂に其地の製造所に入り業を修む十四年八月歸朝す九月遠藤與平氏に横濱に遇ふ之より砂糖製造勸誘の爲め與平に従て遠江國三保村に到る三保村は與平氏の舊里なり十五年春養蠶を駿河國庵原郡入山村に試み駿河地方の最も養蠶に適するを知り大に蠶桑を勸誘す十六年草ヶ谷可吉等二三の有志者に勸誘するに養蠶を以てす又遠江地方に遊ひ農事の形況を視察し其改良を勸誘す十七年春入山内房二村へ桑苗五千株を栽植し養蠶を勸む其七月大に風雨し所在損害を被むると多し爲めに駿二州の小民家産を失ひ饑餓に瀕す君之を見て養蠶勸誘の志を翻し農事の改良を勸誘し岳陽養蠶大農會なるものを縣下の所在に設け其數二百三十六ヶ所の多きに及へり十八年菽



原正平氏の推薦に因り大社教管長より權大講義に補せらる十九年豆、駿二州の各郡下を行き農事改良を勸誘す當時君に反對する者大に起り攻撃甚務む然れども君の説終に行はれ農事の面目を改め收穫を増加したりと云ふ蓋し君二州七郡長の依囑に因り十八年中より従事し是に至りて其功を奏したる者なり其年籍を入山村に移す廿年四月荏原郡勸業委員を命せらる又豆、駿二州の縣會議員に説き養蠶傳習所設置の建議を縣會にあさしむ先是十七年より本年に至るの間二州の人民に桑苗を作るとを教へ廿一年地方税を以て農事改良費を支辨す蓋し君與りて力あり廿二年縣下十三郡役所悉く養蠶傳習所を設置す就中有渡郡小島村に設けたる傳習所の如きは君親しく傳習の勞を執れ

り廿三年十一月大社教静岡分院より開院式第一部祭典係を命せらる十二月農業勸誘事務擔當を命せらる廿四年四月大社教管長より荏原郡主事を命せらる其年養蠶研究會を開く蓋し君は敬神篤志の農事改良家にして其説く所和洋を折衷し自りら之を経験して發明したる者なり而して丸田改良法の名縣下に轟くに至りては實に君の名譽なりと謂ふべし

●西尾傳藏君之傳

●平民農●安政元年十一月生●第五區衆議院議員●豊田郡三川村友永

君幼時普通の教育を受け長して鈴木杉浦馬杉等の門に入り漢籍を學び書を古田桂所に學ぶ明治四年九月戶籍法の



發布せらるゝや君其取扱を命せらる全十一月第四拾貳小區戸長とあり全六年第二大區十八小區戸長となり全七月地券係附屬となり全九年一月二大區十五小區々長兼學區取締となり全月改租總代人兼十三小區改租總代人とある全十二月十二番中學區取締となり全十二月濱松縣會議員となる此年警察上に對する意見を上書し官の嘉納する所とある全十年二月兼十大區副區長となり十一大區會議員及縣會議員に撰はる全十二年三月豊田山名磐田郡書記に任せられ全九月及ひ全十三年五月に各一等を進めらる全十四年郡書記を辭す全二月多年奉職勉勵を賞し金拾圓を下賜す又静岡縣會議員に撰はる全十二月貧民救助の爲め金若干を義捐し賞狀を受く全十五年十一月農工商諮問會

員とあり全月學資金寄贈の爲め銀盃一個を賜ふ全十六年十月豊田山名磐田三郡聯合會議員に撰はれ全月豊田山名磐田郡長に任せらる全十七年九月道路開鑿費に金五拾圓を義捐し木杯一個を賞賜せられ全月架橋及宿舍新築の爲め金圓を寄附し賞狀木杯等を賜ふ全十七年十二月職務勉勵を賞して金若干を下賜す全十八年六月流行病豫防費中へ金若干を寄贈し賞狀を下賜す全月願によりて本官を免せらる十九年一月再び静岡縣會議員に當撰し全二十年中遠私立教育會總理とあり全年五月大社教權少參教となるも直に之を辭す全十一月所得稅調査委員に全二十一年二月縣會常置委員に撰はる全月縣下小學校教科用圖書審査委員を囑托せらる全三月静岡縣地方衛生會委員となる全



年八月居村學校に金圓を寄贈し賞状を受く、全廿二年三月  
豊田郡三川村々會議員となる君曾て地方有志者に協り百  
二十四國立銀行を創設し其取締役とある實に明治十一年  
あり又全十八年中遠私立衛生會を起し其會長となる明治  
廿三年四月静岡縣第五區の有志家君を推して衆議院議員  
候補者となし各地に懇親會を開て競争をなす君遂に高点  
にして當撰す后新聞紙に廣告して政治上の主義を明かに  
す曰く改進黨にあらず進歩主義を取ると幾もあくして大  
成會に加盟し豫算案に就ては専ら平生の技倆を顯はして  
大に盡す所ありし云ふ

●澤田寧君之傳

●平民●自由主義●代  
●盲人●引佐郡金指町

君幼字は慶次郎幼にして穎敏家庭の訓を受け擊劍を能く  
す年甫めて十四初山の僧禪統に就て漢籍を修む君年十六  
金指關門の番頭とある維新の後廢關の令出て近藤家采地  
は徳川家の封土に歸し近藤登之助氏上府の命を領す君主  
君に隨つて江戸に任す市儒野村某及び中山某に就て漢學  
を研究し傍ら劍客柳原某の門に遊ぶ廢藩置縣の令出て君  
臣の名義なし君以爲らく君恩忘るへからずと雖も時勢の  
變遷を如何と慨然双刀を抛て郷里に歸り耒耜を執て耕耘  
之れ勉む餘力あれば則ち禪統と文を講し學を修む明治六  
年學制の令出て所在皆學校を創立す君を擧げて小學校教



員とあす君其の職に在る年余偶々城東郡朝比奈村閑用院の住僧飯塚戒心朱印地上地の事を以て縣吏の処置に服せず縣令に上陳して其理由を具陳せんとし之れか擔任者を選むも當時人民の縣衙を畏懼する恰も鬼神の如く敢へて之に應ずるものなし戒心計盡きて之れを旅舎の主人に謀る主人君の平素律書を嗜み頻りに民權説を主張するを以て君を擧げて之れに答ふ戒心悦んで直ちに君を見んとす君此の時二俣學校に在り主人某を介して共に二俣に至り説くに縣吏の不當を以てす君默聽して曰く寧ろ平素民權の擴張を説く所以のものは世人屈從の弊を矯めんら爲なり今師予を信して此弊を矯正せんとす予焉んる之れを辭せんと是に於て教員の職を辭し戒心の代理者となりて演

松縣に到り縣令參事に而謁を乞ふ許るさす縣吏吉尾某上地處分の事を擔理す君を應接所に延き君を叱して曰く代理を許るさすと君憤然聲を勵まして曰く凡そ日本國民たるもの法律禁制の者を除くの外他人に委嘱して事を處理せしむるは日本國民の權利たり貴官既に縣令の代理と爲つて上地の處分を擔當するにあらずや然らば則ち猥りに人民に於て代理者を禁ずるの理あらんや夫れ人に托して已の意思を陳せしむると人に代つて其意思を具すると齋しく國民固有の權利を奪却するか如き最大無上の特權を享有せずや敢て其辯明を得て而して后ち退かんと某語塞りて之を辯解する能はず是に於て上地處分の談判に移り法理と事實を具陳して縷々其不當を諍ふと雖ども更に君



の説を容れず君是に於て戒心と協り終に濱松縣令を被告として司法臨時裁判所に上訴す偶ま遠江の人飯塚銀彌氏東京神田錦町の法律學舎に入り専ら律書を修む君飯塚氏に介して其學舎に入り専ら法蘭西法律學を修す明治九年代言人規則の頒布あるに當り狀師と爲らんと欲し翌十年八月都下を去て郷里に歸り静岡縣の試験に及第して静岡所管内の代言士と爲る當時代言人を視る公事師と全一にして代言士を蔑如し之を重するものなし君其弊を矯めんとす衆寡能く之に敵するなし是に於て慨然として其業を廢し商法に従事す明治十一年二月東京に到り居る一年余準備漸く整ひ深川冬木町に三和組商會を設立し水道用材の受負を業とす溝口昌保河合一郎の二氏亦た同盟す社運

日に隆盛に至らんとす偶ま惡疫流行して舟船の往來を阻碍し木材運搬の便を欠き終に五千余圓の損失を生し會社を解散するに至る君此の失敗に際して少しも素志を變せず再び同志を募り之を再舉せんとす父母老を告げて事に耐へざるを以て數々書を寄せて其歸郷を促かす明治十四年六月を以て歸省す是れより先き明治十三年司法省甲第一號の布達を以て代言人規則を改正し狀師の面目大に改まり世人の信用昔日と霄壤の差あるを以て終に意を決して再び代言人たらんとし全年八月再試験に及第し十五年一月より代言業に従事し全年春期の議會に於て副會長に撰舉せられ全年七月組合を分離し濱松組合を設くるに際り會長となる之れより先き全國の有志者東京に會し國會



期成同盟會なる者を組織し大に爲す處有らんとす君其會に加はり大に之れに尽力す此の時に當つて板垣退助君自由黨を組織し都下の士を率ひ東海道を経て高知に至る途静岡縣下を経縣下の諸士争つて之れを迎へ終に駿河に嶽南自由黨を設立し遠江に遠陽自由黨を組織するに至る君與て力あり之より専ら政黨組織に汲々たり或人君をして警部に登用せんとす君笑て之を拒み一層其の意を堅ふし城山西村細川山川奥宮等の諸氏其の地の辯士を延き屢々政談演說會を開き大に地方の民心を鼓舞す凡る西遠に於て政談演說會及び有志懇親會等にして君の之れに與らざるもの少し明治十七年遠陽自由黨を解散す然れとも其懷抱するの志操は依然として昔日に異ならず明治十九年晩

夏の交條約改正の談判に關し世論洵々君之を憂ひ國家の爲に身を抛て頽勢を挽回せんとし静岡に赴き高田前島山田の諸氏に會して告ぐるに來意を以てす三氏之れを賛成して共は縣下三州有志を結合せんと計り全年十一月静岡淺間公園に於て縣下三州有志大懇親會を開くに至る然して其會に列する者無慮四百余名各部に分つて委員を撰み同園枕水亭に委員會を開く君敷知郡より撰出せられて委員たり主として政治上の團體を作らんとを唱道す議遂に合はす前島高田の諸氏と奮然袂を揮つて議場を退く是より曉鐘新報を再刊して之れを機關とし大に其事に盡力す明治廿一年八月濱松高町外三十三ヶ町村聯合會議員及び濱松市中營業雜種兩稅等級價額議定會議員に撰舉せらる



直ちに之を辭す廿二年一月後藤伯大同團結を唱へて各縣を漫遊し東海道に來る君卒先して同伯に接して后縣下の諸氏と謀り全年七月遠陽大同俱樂部を設立し益々地方有志の團結を謀る日ならずして入黨する者六百余名に至る君常議員幹事となり常に全部の牛耳をとる實に君か赤心の致す所と云ふも敢て誇言に非ざるなり君性温厚にして機敏容貌は蒲柳の如く一見婦女の如しと雖も志操高尚にして氣節の鞏固なると恰も鉄石の如く常に自由主義を執て動かさると十年一日の如し富貴名利又之を動かす不能はざるに至る其狀師としては世の公事師たる者動もすれば原被両造相密謀して委囑者の損害を醸する如き惡弊を蟬脱し尽し君卒先其弊を打破す后市町村制の發布に當

り戸長竹村某君戸主に非れば公民權なしと云ふ事遂に行政訴訟となり行政裁判所開設の第一着に開延せられ着々法理に照らして其の不當を論辯す行政裁判所の判決に接して全く此の勝利となる明治廿三年本縣第六區衆議院議員候補者として大同俱樂部員の推撰により間宮關口等の諸名士を率ひて西遠の野に奔走し饗宴賄賂等の卑劣漢を攻撃して一も餘す所あらず遂に近藤氏の爲めに破らるゝと雖も西遠に政治思想の勃興する蓋し君の力多きに依ると云ふ現に濱松町長に撰舉せられ今已に其職にあり初め濱松町政紛紜紊亂殆ど処理すべからず后君と撰舉して町長となす君夙に大志を抱き刀筆の吏たるを屑とせず然るに此の職にある者一に濱松町政上の平和を維持する爲



め暫らく之れを忍んで其の職にありと云ふ

●小泉謙吉君之傳

●士族●舊家●嘉永四年七月生●靜岡市住

小泉氏は遠江國高天神の城主小泉左近成房より出つ世々幕府に事へ君の父左近に至る嘉永四年七月君江戸に生る左近の第四子なり人と爲り沈毅寡言幼にして出て東叡山某院に托す然れども緇衣の徒と相伍するを好まず遂に家に歸り武技を講武所に修む時に年甫めて十三なり慶應三年佛蘭西陸軍歩兵科傳習修行を命せられ教師佛人シブスケーに從ひ砲術を學ぶ既にして業を卒る翌年第一大隊八番小隊の士官を命せらる當時徳川氏太政を奉還す意之に

満さるの幕士多く脱走して謀る所あらんとす君率ゆる所の兵も亦奥羽に脱走す君同僚の士と共に之を追ひ宇都宮に至る尋て亦脱して奥羽に在り専ら練兵を事とす而して脱徒累戦利あらず君又仙臺に逃れ復た練兵を事とす然れども大事已に去るを察し出て官軍に降り片倉氏の邸に囚へらる後總督府の命あり因州に移され遂に東京を経て徳川氏の新封地駿河に送還せらる君曾て江戸に在し時書を桑野松露に學び既に善書の名あり偶々維新の變起り流寓居を定めず筆硯を顧みさると久矣后遠江國横須賀に住する時濱松縣君を辟して判任官に任す君一日節儉力行を以て有名ある金原明善翁より帖を借覽す之れより臨池の心動きて止む能はず公暇あれば書を學ぶ君素より書に巧み



あり於是技益々進み人之れを聞て揮毫を請ふ者あるに至る明治八年英國商船初島村近海に難破したるの際君縣吏を以て僚儕仁尾某と共に力を救助に盡す其後英國政府使入トーマス、マツクラチーを遣して救助の事を謝す君も亦同政府よりの賞を受く當時君マツクラチーと相知り今に至るまで尙音問を通す九年濱松縣の廢せらるゝに先たち職を辭して東京に遊び島村鼎翁の家に寓すると歳餘家に歸り静岡縣に奉任し後埴玉縣に奉任す十八年掛冠の後專はら書を以て業とす三州の人既に君の書を善するを知る是に至りて揮毫を請ふ者甚た多し今生を管城子に托し一家數口を糊するに足れり君亦篆刻を好み餘暇あれば之を爲す初め茨城縣水戸の人淺香吳山に其技を學へり君松塘



坂倉南甫君



前島太右衛門君



長谷川貞雄君



赤地古吉君



浦野鏡義君



又七戰痴士と号す蓋し奥羽戦鬪の際轉戰數十回なるも劇  
戰となすへき者宇都宮其他七地となす故に七戰痴士の号  
あるあり今日世人營營官仕を求むるの時に當りて毫も之  
を心に經せず悠悠身を塵外に措て生を筆硯に托す豈富貴  
を羨んで其節を二三にする者の及ふ所あらん哉

### ◎赤池古吉君之傳

●平民農●萬延元年九月生  
●靜岡縣富士郡上井出村

君は我駿河國富士郡上井出村の豪農赤池善左衛門の第五  
子萬延元年九月其家に生る明治六年三月水府の名士大谷  
今八郎氏を家に延き武を講し文を修む十四年東京に遊ひ  
爲す所あらんとす時に長兄善一郎嗣なし且屢々災害を被



り家道大に傾く然れども善一郎氏病ありて之を挽回するの任に堪へず廿年君善一郎氏に代りて其家を嗣くに及んで自から節儉し意を勸業に注ぎ孜々として怠らず既にして家道大に興り殆んど父祖の遺業を復するに至れり先是明治十二年八月富士郡用水路開鑿の事あるや君撰はれて其事を管督す十五年八穴地先入會秣塲に關する紛議起るや撰はれて訴訟委員とある十七年九月東京私立壘田會社事務員に撰はる十八年十二月富士郡疏水開鑿事務取扱委員に撰はる十九年七月神道扶桑教會より教導職を命せらる廿年八月權訓導に補せらる廿一年二月八穴村會議員に當撰す又上井出村外九ヶ村聯合村會議員に當撰す三月權少講義に補せらる八月東京大農會社事務委員に撰はる廿

二年三月上井出村々會議員に當撰す四月上井出村々會議員初回撰舉會を執行するや撰はれて撰舉掛とある其月同村會議員一級撰舉に當撰す八月富士郡組合會議員に當撰す廿三年一月上井出村長選舉會を執行するや選はれて選舉掛となる君や未だ赫々たるの功名を揚さると雖ども家道の衰へんとするや奮然志を勵して遂に父祖の遺業を回復したるは孝なり又公共の事務に執掌し能く其職を尽したるは義なり嗚呼君は孝義の士なり若し益々勉めて怠らずんは大名を揚る豈難からんや



◎竹村眞次君之傳

●マスタール、オヴ、ロース ●文久三年十二月生 ●君澤郡修善寺村住

君は我伊豆國君澤郡修善寺村の人祖父を盛次と曰ひ性學を好み最も國學に通し和歌を善くす父を眞平と曰ひ性朴直能く家道を墜さず盛次未相を執るの餘風月を友とし思ひを和歌に述へ塵事を以て心を墜せず然れども甚た君を愛し君の學業日に進むを見て樂となす眞平氏も亦能く父道を盡し子女教育に腦漿を注くと殆んど三十歳一日の如しと云ふ明治十六年君静岡師範學校に於て高等科小學教員の免許狀を受く十七年九月東京に遊ひ専門學校に入りて英學を修む廿年七月得業証を受く九月帝國大學法學部に入り法律經濟の二科を修む廿一年大學を退き北米合衆

國ニューヨーク州コーネル大學に留學す廿三年六月バツチエラー、オヴ、ロースの學位を受く廿四年マスタール、オヴ、ロースの學位を受く既にして名譽を異域に擧げ策、号を擔なふて歸朝せられたり然れども歸朝の後日尙淺きを以て未だ驥足を伸すの地を得ざるを以て君か如何ある技量を有し如何なる壯舉をなすやを知すと雖ども蓋し雲雨を得れば池中の物にあらざるへし君曾て人に語りて曰く吾家素より富豊ならず故に家に在るときは農夫に伍して田畝に耕し或は樵童に伴ふて山林に入るを常とせり然れども父祖の教誡吾をして能く奮勵せしむ而して今や幸に父祖の名を辱めざるを得たり是れ父祖の恩賜に外ならざるなりと敢て其成業を人に誇らず以て彼の時流を追ひ小技を



弄ひ傲然自から居るに大人を以てするの徒にあらざるを  
知るへし君の如きは實に有爲多望の少壯名士と謂ふべき  
なり

### ◎熊谷伊吉君之傳

●平民農●豊田  
郡井通村西ノ島

君幼にして穎敏夙に小學の教育を受け明治十年十一月に  
至り西ノ島學校の授業生とあり全十二年二月長上郡有玉  
學校に轉す全十三年一月西ノ島村共有金取扱委員となり  
全十四年五月西ノ島村外一ヶ村用係となり全十四年寺谷  
用水天龍川堤防議員に全十五年一月西ノ島學校聯合村會  
議長に全九月郷社世話係に當撰す全十六年一月寺谷用水

天龍川議員に再撰し全二月全會幹事常置委員修正委員に  
當撰す全十月天龍川西縁堤防議員に當撰し全十一月全會  
常置委員となる全十七年寺谷用水會の調査委員となり全  
七月西ノ島村外一ヶ村人民惣代に當撰す全十八年五月豊  
田山名磐田郡衝の臨時備となる全十二月全衝の用係とな  
る全年熊谷大橋近藤の諸氏と謀り同窓會を起し智識交換  
の目的を以て一年二回の集合親睦をなす今尙は之を繼續  
して君常に幹事の職にありと云ふ亦平野大庭萩原等の數  
氏に謀り前島齋藤等の辯士を見付に聘し政談演說會を開  
きて地方の惰眠を破るとに勉む亦河野山田の諸氏と共に  
見付町に學術研究會を開き文學士山田一郎氏を聘し學術  
研究をなす全十九年三月中河野熊岡山田等の數氏と謀り



山田齋藤等の數氏を聘し政談演說會を見付に開き政治思想を喚發せしむ全九月更に豊田山名磐田郡衛の備となり庶務課に屬す全廿年六月依願備を免す全六月池田村戸長役場用係となり全廿一年三月之を辞す全四月寺谷用悪水改良談判委員に當撰す全月熊谷氏と計り居村に私立養蠶傳習所を設立す全月再ひ豊田山名磐田郡衛の臨時備となり登記係となる全十一月静岡始審裁判所備となり濱松治安裁判所見付出張詰となる全廿二年井通村會議員に當撰す全廿三年七月依願備を免せらる全月養蠶改良に勉むるを賞し郡長之を褒す全月居村共有金を以て外國米を購入し貧民に施與するとを發議し之を實行す明治廿三年十一月豊田郡縣會議員補欠撰擧の立會人となる君号を東海散

人と云ふ性温良にして壯敏事に當て苟も倦す實に天龍河畔の一人物なり

◎前島豊太郎君之傳

●平民代官●天保六年七月生  
●自由主義●有波郡豊田村古庄

古人曰く頭を除き尾を去り其存する所幾許りと是れ魚の美味あるものと雖とも全身皆美なるに非ざるを証する言語たり前島君亦是の如し君の品行悉く完全ならずと雖とも其英才文藝常流溪澤に身を安するものに非ざるあり君の考を義明といひ久兵衛と通稱す静岡縣駿河國有波郡豊田村字古庄の人なり天保六年未七月五日を以て君を同里に生む幼にして穎敏年甫めて五歳乳母に負はれ里中を



徘徊す偶々雨降り里人傘を披いて之を防ぐ傘に文字あり君之を見て家に歸つて其字を掌に書し父に問ふて曰く是れ何といふ字ぞや父其訓讀を以てす君一聞忘れず後雨に逢ひ傘を披けば必ず新字を記憶し以て父に問ふ初の如し父之を見て以爲く此兒必ず長して文字を以て世に顯るべしと七歳にして同里法泉寺の住職愚俊禪師の門に入り習字を學ぶ禪師いろは七字を書し學はしむ七日にして清書す禪師其能く成ふを賞して字傍に圈点を加へ續てちりぬるの壹行を學はしめ又七日にして清書せしむ君の書初めに似す甚た悪し師之を見て七字の内六字を改め一圓を施さす尙ほ七日間復習せしむ君喜ひす疾と稱して寺院に至らず父母之を聞けは曰く師無禮にして吾か書を塗抹す吾

れ復た彼を師とするを樂はすと父母或は叱り或は慰さむると雖ども再ひ禪師に就くを屑とせず日々里中の兒童と瓦礫を抛ち紙鷲を放ち釣魚捕鳥遊戲以て日を消す越て九歳に及て同里の里正杉田三平氏の門に入り習字素讀を爲す君一書を讀めは必ず父師に就きその字義文意を質問し名物訓話を識るを以て樂みと爲す後ち隣里の醫師天野祐齋に就き漢籍を修め十七歳にして長島濟の門に入り群籍を修む長島氏桑儒朱熹の學を修め其說に曰く朱子の説は孔孟の説なり後の學者之に従つて疑惑を生せずして可かりと君後ち皇清經解を得て清人攻據の學を喜ひ大に師説に背く所あり是より師弟相好からず駿府の醫師村松良肅戸塚積齋小川清齋伴野貢渡邊泰策僧雲泉の諸氏と詩文の



社を結ひ談社と稱す年二十二にして郷里の組頭と爲り二年にして名主となり續いて府中宿の助郷總代となり又同宿の取締役と爲る此時に方つて徳川家の末路に際し天下多事人心洶々たり君父に従つて弓術を學ひ傍ら兵書を講す孫子十家註管見蓋し當時の作なりといふ慶應の末年俄然伏見の變起り會津桑名の諸藩敗走し王政復古の説出て徳川家終に朝敵と爲る續て朝敵追討先鋒として橋本少將柳原侍従の二公駿府に來らんとす君の家世々駿府城代の食地にして當時の城代は田中藩本多紀伊守あり君同藩士東權兵衛氏に至り策を獻して曰く今官軍將に東海道を下らんとす余聞く城代の職たるや危急存亡の關する所は直ちに將軍に代つて号令を發し以て防禦の計を爲すは其職

分にして白紙の黒印は此時の用に供するもの也今殿下号令を發して東海道桑名以東の諸家へ聯絡し之を宇津の谷に要撃し若し敗れば再ひ兩嶺を扼し以て其進軍を遮らば必ず關東の諸大名一致して以て江戸を防禦すへし是れ徳川家譜代恩顧の士の正に勉むべき秋ありと東氏以て之を紀伊守に告ぐ此時に方つて同藩士雨宮信四郎氏亦獻策して君の説と符合す然るに同藩の諸氏尾州郡山津の諸藩官軍に應じ桑名亦落城すると聞き雨宮氏の説を斥け同氏を禁錮す君其形勢を見て友人村松良肅氏と屢々天下の形勢を議し諸藩の措置平素の志に背き忠孝の教地を拂ふを慨歎す明治元年八月徳川家達公の駿府に入るや各地に郡奉行役所を置き又地方役所を設け町村を所轄す君地方役員



笠原五太夫氏の手を経て時弊十事を獻言す笠原氏之を静岡郡役所に傳ふ氏の説静岡藩の措置を非とする者多く故を以て擯せらるる後ち徳川慶喜公の駿府に移るや室賀竹堂氏ろの家従たり室賀氏君を延て漢籍を講せしむ一日貞觀政要を講し終て唐太宗天下を御するの術に及び併せて明治戊辰の際の形勢を説き徳川家譜代の諸士計策なきを歎す室賀氏曰く本藩勝安房君は非常の人物なり君宜しく同氏に就き協議せよ君曰く勝氏計る所あらは宜しく余り慮に來つて計るへしと室賀氏笑つて止む明治五年正月静岡藩君を以て第四十四區の戸長と爲し戸籍を編成せしむ君明律九族圖解を著し之を同僚に頒つ人以便と爲す明治六年八月十九日權中教正平山省齋氏より教會社長を命せ

らる同年九月静岡縣より同縣出仕を命せられ越て七年二月廿四日出仕を免せらる是より東京府下に遊ひ明治九年五月東京府廳の試験を受けて同年七月より東京裁判所の代言人と爲り明治十年歸國して静岡吳服町四丁目に事務所を設け擇善社と号す又大江孝之深浦藤太郎中里盛明吉田行一の諸士と謀り専ら政談演説を以て民權を擴張し静岡社員と稱す静岡縣下に於て政談を爲す静岡社員を以て初めとす後ち集會條例の出るに及んで該社を解散す明治十一年十月廿八日静岡縣會議員と爲り備荒貯蓄法を議するに當つて滿場此法律を不可とし終に縣令大迫氏の具狀に依て解散を命せらる同十二年再ひ縣會議員と爲り土木費を議するや君曰く静岡縣下は天龍大井富士安倍の四大



川を始め其他の枝流分派枚舉に暇あらず其堤防數十里に亘り年々巨萬の財を費す然るに河川土木費は從來日本全國の國役金を以て支辨し來りたるを今改めて其川流の所屬町村の負擔とある然して淀川の如き今猶ほ政府の支辨する所たり何ろ彼に厚くして我に薄き我縣人民の代議士たる者宜しく此際に於て民情を具陳して負擔を輕からしむ可し請ふ一縣の意見を以て内務省に請願せんと君の説を賛成せしは竹村太郎氏壹人あり君憤然直ちに議案を抛ち議場を退き續て議員を辭す是れ明治十三年通常會期中のとなり是より甥小林喜作氏と謀り静岡兩替町に於て一の新聞社を設立し明治十四年十月を以て第壹號を發刊す東海陽鐘新報是れあり社名を攪眠社と號し北辰社員土居

光華荒川高俊の二氏を聘して編輯員と爲す後二氏と同地芙蓉樓に會飲し君詩を賦して曰く

君不見韓非子。舌說說難。舌招死。君不見高青邱。筆補造化筆釀尤。筆舌古來爲災母。相逢相醉金樽酒。百年瞬息若蜉蝣。人間焉有喬松壽。吾黨本是楚狂徒。啜粥不知拂髻諛。筆籽舌耕眼無人。鵬翼欲搏碧雲虛。一朝誤觸喉下鱗。性命亦應不可存。黃金雖貴不償命。猗頓已爲原上煙。荒高俊土光華。君請傾耳聽我歌。山梨醞醞蒲萄紫。清水新鮮松魚美。芙蓉樓上望芙蓉。右有細腰左皓齒。此時此景不爲歡。他日相思會合難。請看山東酒勺水。日夜南流去不還。

此詩君自のら預言するに似たり同月八日土居荒川の二氏と静岡寺町小川座の政談演說會に於て臨場の警官同縣警



部香取新之助の爲に告發せられ即夜拘引井の宮なる監獄  
本署に繋かる君未決監に在て詩を賦して曰く

言論誤觸龍喉鱗。半夜忽爲縲紲身。欲立憲章除弊事。豈將妖  
說謗聖神。外夷猖獗非今日。內帑凋衰亦幾春。早晚果逢國會  
起。初知駿地有忠臣。

同月十六日荒川高俊土居光華及び攪眠社員某氏等亦小川  
座に於て政談演說會を開きしに荒川氏の演說亦乘輿を讒  
毀せしものなりと認められ氏亦獄に下さる是より君と荒  
川氏と共に獄中に在る八十餘日にして明治十四年十二月  
廿三日終に静岡裁判所に於て君は乘輿讒毀の罪を以て讒  
謗律第一條に該當するものなりと認定せられ禁獄三年罰  
金九百圓に處せられたり氏之に服せずして大審院に上告

し依て親戚の保釋を得て同月廿八日出獄したり此時に方  
つて板垣退助氏自由黨を組織し越て十五年二月高知に赴  
かんとして駿地を過る君板垣氏の説を聞て其黨に加盟す  
荒川氏も十五年一月を以て禁獄三年罰金貳百圓の刑に處  
せらる荒川氏亦不服上告中保釋を以て一時出獄し攪眠社  
内に在り是に於て世人東海曉鐘新報か自由の説を唱へて  
民權を擴張するを知らざるもの無し同年三月廿七日上告  
棄却せられ共に井の宮の禁獄室に繋かる是より君と荒川  
氏と一室に坐臥寢食して親炙すると兄弟父子も皆ならず  
互に智識を交換して出獄の後君か政治上の意見學問上の  
解釋大に入獄前より異なるを覺ふ世人君を評して此入獄  
は君をして社會に立つの資本を與へしものなりといふ敢



て失言に非るなり是より二氏共に禁獄に在る貳ヶ年と十一ヶ月明治十八年二月廿五日を以て假出獄を命せられたり明治十九年六月静岡縣士族鈴木音高湊省太郎の諸氏獄に下るや君の甥小林喜作長男格太郎の二氏亦拘引せらる此時に際し君攪眠社員を伴ひ遠參二州を漫遊中ありしか此報を聞き急き静岡に歸る是れ同年六月十九日あり鈴木氏等の犯罪は世に謂ふ所の静岡事件にして連累者三十餘人東京重罪裁判所の審理を経て刑に処せらるゝ者輕重差あり小林氏も刀劔を預りたるを以て情を知つて官に告げざる者と認められ重禁錮貳年に処せられ格太郎氏は豫審免訴となりたり然るに同裁判所の檢事某の故障を以て再び拘留せらる君聞て大に歎し詩を賦して曰く

年來人事與心違。重遇百凶只自裁。結網管蠅憂不密。苦飢籠鳥未忘飛。唯應忍辱耐辛楚。休欲抗論免世譏。疇昔阿爺縲繼日。想汝晨昏待我歸。

或人君に謂て曰く二氏の入獄民權を擴張するに起因せり若し之を改めざる時は其禍料られす願くは少しく省慮する所有れと君答て曰く已の手足腐敗せは之を切て捨んのみ二氏等心魂腐敗せは之を捨るの外なし彼等の行爲を以て已れの思想を改むるは我か欲せざる所なりと然れ共二氏の獄に下りたるより君の股肱たる者無く加ふるに東海曉鐘新報維持し難きを以て明治廿年三月を以て廢刊し同年四月より愛知岐阜の諸縣を経て大坂に遊ぶ此時に方つて板垣退助氏高知より神戸に來り同年五月大坂に同盟懇



親會を開く君板垣氏に就て前途の目的を質す板垣氏國に歸つて平素の志を守るに加かすと告ぐ依て歸國せんとするに際し俄に疾を得て西京舊友の許に寓する四十餘日疾少しく瘥ゆれば同志と西京を去り段證依秀氏と名古屋に於て政談演説を爲し同地の有志家庄林一正氏の家に寓す時に東京より電信達し格太郎氏無罪放免せられたりとの報あり依て同年八月十六日を以て攪眠社に歸る格太郎氏も東京より歸省す是に於て再び新聞紙發刊の事を計畫し同志の助力を得て同年十二月より新聞紙を發行し曉鐘新報と号す廿一年後藤伯爵大同團結の説を唱へて各地を巡回し同年十二月静岡縣下に来る君後藤伯爵に就て意見を叩き其主義敢て異なる無きを以て其團體に入る廿二年二月

十一日憲法發布と同時に大赦令の出るや君う十四年中犯せし所の讒謗律は消滅せしを以て再び静岡裁判所檢事石川重玄氏に書を奉つて代言復業を請願し同年八月一日より代言資格を回復し静岡代言人組合に入る廿三年中國會議員候補者競争の際君其第三位に在り君はふの選舉に外るゝと雖も其志操を變せず時々政談を開きて其志の有る所を發表す既往に異なる所あり君漢籍を以て根本と爲すと雖も歐米の説を翼賛し自由政体を希望し演説に新聞に其所見を吐露するもの一にして足らず人と爲り正直人に阿諛せず權貴に諂佞せず言語應接漢語を用ひす凡庸人の如し自由の説を聞てより十余年一日の如く少しも其志を改めず時々狂文を草して世上を諷刺す幼にして和歌俳句



を好み傍はら兵書梵典に通し書を能くす詩文其長所なり  
 著す所古文孝經孔傳纂釋、左氏傳杜解通釋、國史人名訓、獄窓  
 雜記、用字例、古詩解法讀本、漫遊文章、静岡繁昌記、賴古詩文集  
 等あり、東海曉鐘新報攪眠餘談及び曉鐘新報鐘の餘響に記  
 載するもの君の草するもの多し一事一談兒童の心得快々  
 集の如き名物訓詁を明かして初學に益する者多し君常に  
 謂らく予れ三年間獄中に在つて書を讀む幼年より讀誦せ  
 しより益を得る多しとす惜ひ哉讀む所の書限り有つて普  
 ねく群籍を涉獵するを得ず出獄の後閑を得は一室を構造  
 して社會の交通を謝斷し専心好む所の書を讀むを得は必  
 す一大著述を爲し得へし惜ひ哉俗務に圍繞せられて之に  
 従事する能はずと又曰く日本の形勢を見るに將來必ず一

變して日本國の舊風俗地を拂ふに至るへし今にして之を  
 記載し置かされは其沿革名物訓詁を併せて消滅せしむる  
 に至らん吾れ閑を得は日本歴史を修して時世の沿革を徴  
 し諸國風土記を著し今昔の異なる所を明かにし日本名物  
 誌を著し名物訓詁を正さは後來外人雜居の秋に至つて必  
 す是等の書の要用あるを知らん恨むらくは其志有つて之  
 に従事すると能はざるなりと又以てろの志の有る所を見  
 るへし朝比奈氏に娶り四男一女あり貳男以下皆夭す賴古  
 と号し駿狂嶽南狂客日本第一山南居士富士太郎存次郎等  
 の別号あり實に君の如きは岳陽の一大偉丈夫と云つへし



●浦野銳翁君之傳

●平民●文政十年正月生●三益堂校主●静岡市西草深町

浦野氏本高橋氏君名は好問字は裕夫幼名金三郎後に鏞之進又銳一郎と改め銳翁と号す父の名は因章通稱清之丞幕臣なり清之丞一女三子あり君は其次子文政十年正月江戸神田街に生る年甫めて四歳母を喪ひ五歳にして父後妻を娶る既にして居を下谷保久町に移す其地を管する者幕臣長谷部甚彌旅翁と号し私塾を開き三餘堂と稱し漢籍を授く清之丞其門に入る一日旅翁君に問て曰く汝の父は総州の農某に舊縁あり因て汝を彼に托せんとす汝生を田畝に送らん乎將た身を士家に寄せん乎蓋し旅翁深意あるなり君曰く願くは身を儒學に起さんと旅翁甚た之を嘉みし乃

清之丞に説て其志を成さしむ君之より漢籍を旅翁に習字を矢部權之進に學ぶ時に天保五年二月なり九年十月四書五經小學の素讀を卒る十一月昌平齋に於いて素讀の試験を受く及第して銀三錠を賞與せらる十三年四月業を昌平齋に修む八月會幹とある十四年八月寄宿寮に入る於是や古賀侗菴佐藤一齋松崎松堂安積良齋の諸儒臣に親灸せらる之より業口に進む嘉永元年正月學力大試に應し及第して褒狀を賜ふ八月浦野家に養はる初め君家に在るや繼母君を愛せず之を遇すると甚た薄く父母と共に寢食するを容さす殆んど婢僕に同し業を旅翁に受くるに及ひ課業を終へ家に歸れば驅使せられて坐するに暇なく温習するに由きし旅翁之を憐れみ助讀とあす其后昌平齋寄宿寮に入



るや飲食炭油沐浴の費は公給あれども結髪及筆墨紙に至りては之を自辯せざるへからず然れども父より受くる所のものは二ヶ月銀壹朱に過ぎず同寮生の家より受くる所のものは一ヶ月銀壹分或は貳朱なるを以て君之と相交はるを得ず因て情を盡して父に請へども輒ち聽かず之を請ふと再三するに及んで僅に一ヶ月半に銀壹朱を受くるを得たり然れども交りを絶に非されは其費を支ふると能はざるに至れり蓋し繼母の父に勤めて此に至らしめたるものなり君素より天資至孝善く艱難に堪也故に敢て之を怨みず之に事ふると所生に異ならず其後故あり父繼母を去る君之を止めんとを父に請へども聽かれず既にして繼母君の至情を感じ大に其非を悔ひしと云ふ實に君の行ひや

古人に愧さる也十一月浦野家を襲く六年正月學力大試に應し及第す物を賜ふて之を賞す五月小十人組に出仕し昌平蠻を退く其蠻に在るや春秋の試験を受くると九回合格を得ると五回出格を得ると貳回並に官版の書籍を賞與せらる六年私塾を下谷練堀小路に開き三益堂と稱し業を授く時に門生貳百名の多きに及へり而して塾舎近傍の童子悪戯をなさず青年者夜遊をあさす四隣鄭衛の音を絶に至れり蓋し君の徳然らしむるなり於是や夜學を設け晝間修學の暇なき者に便す安政元年三月昌平蠻通學所世話心得とある五月將軍諸士武藝に達する者を殿中に召し親しく其術を覽る君も亦其撰に當り其技を演ず物を賜ふて之を賞す十月昌平蠻地誌編集所に勤む文久元年四月將軍學力



優等ある者を殿中に召して進講せしむ君も亦其撰に當りて進講す物を賜ふて之を賞す六月地誌編集所頭取とある時に力を編集に尽せるを以て銀十五錠を賞賜せらる九月昌平學問所教授方となる十一月新番組に轉す其后復教授方となる十二月職務に勵精したるを以て銀五錠を賞賜せらる二年甲府徽典館學頭を命せらる居ると一歳にして大に數年來の積衰を振起し人才を輩出するに至れり三年三月徽典館在職中の功を賞し銀拾五錠を賜ふ七月學問所取締役となり寄宿寮及び通學所の管理を兼務す元治元年八月一橋氏の用人見習とあり上京す慶應元年十月職を免せらる二年四月復た學問所教授方となり寄宿寮頭取を兼ね九月駿府明新館學頭を命せらる三年六月儒者欠席學問

所教授方となり寄宿寮頭取を兼ね八月儒者格學問所教授方頭取となる明治元年其職を以て藩主徳川氏に従ひ駿府に移住す九月駿府學問所三等教授となり通學所取締を兼ね三年十月寄宿寮を設く君其取締を兼ね四年四月二等教授とある五年八月官學制を改正し静岡學校廢せらる君も亦其職を解る當時年少の士學校廢せられ課業の其身を籍するなきに乘し山に遊ひ水に釣り徒を聚めて嬉戯し將に將來を誤たんとす君之を傍觀するに忍す十一月私塾を有渡郡下魚町寶臺院支院に開き修來學舎と稱し和、漢、英、數、習字の諸學科を教授す時に學舎に入るの子弟凡る百名に及へり既にして小學校の制を布る、や南部静岡縣知事君に諭して私塾を改めて小學校となさしむ因て君學務取締人



見寧學事世話方武田伊與藏等と謀る所あり六年二月有渡郡藤右工門町雷神社境内に小學校緝明舎を設く踵て小學校所在に起る又島田驛に小學校を創立す君之を兼ね督す八月小學校教勸舎の起るや君同校に教師たり乃ち旁訓單語編孝行短歌を著し教科書となす七年二月官に請ふて私校を安倍郡西草深町の家に開き三益堂と号し和漢學を教授す蓋し躬行子弟を率ひ忠愛の心を涵養し人倫の道を彰明にするに在るなり四月小學訓導兼第十五番中學區内教員取締を命せらる六月師範研習所の創設あるや君研習長を兼ね八年三月師範學校の創立あるや君理科訓導兼監事を命せられ四月訓導兼幹事を命せらる時に東京師範學校授業法模倣の命を受け東京に上る六月職を免せらる十月

小學訓導となり職に臻頭學校に在り九年七月校長とある十年七月該校の改革に際し職を解る其月縣廳君か小學校の制頒布以來學事に盡力すると累年其功少からざるを賞して金巾拾段を賜ふ十一年三月有渡郡彌勒町に朝陽義塾の創設あるや備はれて漢學教師とある十二年三月約する所の期滿るを以て義塾を退く其後義塾漸やく衰へ將に振はさらんとす十五年四月復た義塾に備はれ十二月に至りて退く十六年七月縣立靜岡師範學校三等教諭兼中學校三等教諭に任せられ又小學校教員學力檢定委員を命せらる十二月生徒教導の方法其宜しきを得たるを以て金八圓を賞與せらる十七年六月曾て文部省教育沿革史を編纂するや君所藏の舊幕府昌平坂學問所寄宿規定書等拾餘種を同



省に獻納したるを以て知事奈良原繁褒狀を賜ふて之を賞す又君自著の孔聖丁祭儀注圖式一部を師範學校に寄附す十八年六月文部省君に中學校及師範學校修身漢文の二科教員免許狀を與ふ十九年七月縣立靜岡尋常中學校二等教諭に任せらる其後官制の改正に因り教諭となり又助教諭とある廿四年三月其職を解る四月滿七年餘職を教員に奉せしを以て金三拾八圓を賜ふて其勞を慰せらる先是私塾三益堂を開きしより今に至るまで十八年職務の餘暇を以て子弟を教授す其後職を解るゝや專はら之に従事し教を受る者日に益々多しと云ふ蓋し君の徳高きに因るなり

◎大野直七君之傳

◎平民◎石材商◎嘉永二年四月生◎駿東郡靜浦村江浦住

君は嘉永二年四月を以て相模國足柄下郡岩村に生る岩村は古來石材の産地を以て世に聞ゆ君か家も亦世々石材商たり君に至りて益々其販路を開き其業務を擴張せんとし專心之に従事す明治元年君今住する所の地に移り常に心を石材に富める諸山を發見するとに注けり既にして之を發見するや職工數十人を舊里岩村より麓ひ來たりて石材切出しに従事せり時に海軍省第一船渠を横須賀に設くるや君命して石材を納めしむ三年東京銀座街に煉瓦屋を築くや東京府君に命して石材を納めしむ五年海軍省東京芝區赤羽根河頭に製作寮を設くるや君又石材を納む六年陸



軍省砲兵工廠を東京小石川街に設くるや君又石材上納の命を蒙むり爾後數年専ら之に従事す十一年海軍省の第二船渠及波止塲を横須賀に設くるや君監督遠藤嘉納二氏の命を受け石工を伊賀等の諸州に募り數百人を得たり乃ち之を取締役を命せられ石材一切の事を掌る於是や石材切出しの爲に伊豆に至り石材産出の諸地に奔走す十三年陸軍省觀音崎及猿島の二砲臺を築造するや又石材を納む十六年 皇居 御造營の際又石材を納む十九年初めて東海鐵道布設の大工事起るや夥多の石材を要す君之を擔當して輒ち便す當時君か最も心を勞したる者は富士川架橋に要したる臺石是れなり然れども君の熱心なる終に良材を伊豆山中に發見して此を用て漸く其工を竣れり時に明治

二十年にして良材を發見し其工を竣れるまで實に歳余を費したり鐵道局金若干を賜ふて其勞を賞せり君初め江浦に移住せしより茲に二十余年を経たり君か此年間に爲したる利益の如きも亦少なからざる也君初め江浦の石材に富めるを聞移住したるより専ら石材切出しに従事し之か販路を東京に求め而して諸官衙會社等の需あれば立どもろに之を辨し終に江浦の名を世間に知らしめ石材運輸の船舶常に往來し住民は生計を石工に托し衣食に乏しからざるを得るに至り昔日は寥々たる一小水廓に過さる江浦をして今日の繁榮を見るを得せしむ宜ある哉



◎板倉甫十郎君之傳

●平民◎酒造家◎嘉永五年八月生  
●縣會議員◎榎原郡坂部村坂口

板倉氏は遠州屈指の舊家にして子孫相傳ふると數百年其家を襲く者世々六郎右衛門と稱す君に至て始めて甫十郎と稱し父祖の遺業を繼ぎ酒造を以て業とし富豪の名高し君幼にして僧水雲に従ひ學を受く后漢籍を近藤準平に學ぶ人と爲り深沈寡言常に心を公益に注く明治七年初めて公務に映掌せしより數年の間戸長小區長十大區副區長及學務委員の諸職を歴たり九年濱松縣遠州々會を起すや擢てられて議員となる十一年第三十五國立銀行を設立するや推れて頭取とある十二年政府始めて府縣會規則を發するや居郡より撰出せられて縣會議員とある爾后常に縣會

議員常置委員及銀行の重役たり十四年縣下三州の有志者相謀りて國會開設を政府に請願せんとす其領袖たる者は君及び丸尾文六竹山謙三等の諸名士なり君曰く機會失ひ易くして得難し今日にして之を爲さずんは何れの日をか湏たん宜しく速かに焉を決行すへしと遂に遊説の部署を定め其事に従ふ既にして三州の志士舉て之を贊襄す乃ち請願書成る君等之を携へて東京に上らんとし函嶺に至る時に十月十二日にして彼の廿三年を待ちて國會を開設すへしとの大詔下りたる日なり其年改進黨組織の爲に最も力を尽す十五年又遠州同盟會組織の爲に力を尽す十八年君遠州撰出の諸縣會議員と相謀り遠州特別地價修正を政府に請願せんとするや君岡田良一郎丸尾文六の諸氏と



俱に撰はれて総代人となる於是や之を關口知事に謀り遂に東京に上り松方大藏大臣に謁し大に特別地價修正の必要を論じ必らず其意を達するに非ずんば斃れて後に止んのみと意色決する所あり因て滯京すると七十有餘日の久しきに彌れり廿一年政府特に令を發して遠州地方の地價を修正せしむ蓋し君等か前年奔走盡力したるの結果にして農家に與へたるの幸福豈鮮少ならんや先是岡田氏洋行せんと欲し之か準備をなすの外他事を顧みす一夕君岡田氏と相會するや大に洋行の不可なるを論ず岡田氏も亦終に止む君乃ち岡田氏と相誓ふに地價修正の事に當ては生死相與にせんとを以てせり而して君の事に従ふや熱心極まりて狂するか如く前に横はり後に逼るの百難を排却し

終に農家に幾多の幸福を與ふるの結果を見るに至れり實に心を國利民福に盡すの至れる者と謂ふべきあり廿二年静岡同好會を組織するに際し力を盡し資金若干を投す然れども政治上の意見相容れざるを以て脱會す實に同會の爲に惜むべきなり君も國利民福の爲に力を盡し或は政治上の運動をなしたるは既に記するか如し雖も又學校道路橋梁の新築架設或は火災凶歉の救助等に私財を抛つと甚た多く而して官君に銀木杯及褒狀等を賜ふて之を賞すると前後累回其他記すべきの善行美舉一にして足すと雖も世人既に之を聞知す故に茲に贅せず實に君の如きは縣下錚々の人傑と謂ふも豈溢美ならんや



◎深浦藤太郎君之傳

●平民代官人●安政三年  
九月生●靜岡市追手町

法律を論ずると詳かにして奸譎日に多く徳義を辯ずると明かにして情誼日に薄く私利之れ務めて義を忘れ貪婪之れ飽すして友を擠するの今日に在りて秋毫たも此汚俗に染穢せられず一片皓皓たるの心は其潔白を千秋醜體たるの雪に比せんとする者へ蓋し鮮矣我靜陵幾多の代言士中深浦藤太郎君其人の如きは吾所謂其人ある乎君は熊本縣肥後國熊本市聲取坂町に生る天性澹泊俠氣に富む年甫めて六歳漢籍を同國の人平田平川木村諸先生の門に學ぶ明治九年辟されて熊本縣廳に出仕す時に臺灣及朝鮮の戰雲未だ東洋の天を掩ふに及ばずして事既に平和に歸せしと

雖とも熾灰尙冷あらず餘焰風に燃て殺氣九州の天を衝く君以爲らく男兒國の爲に官に仕へは須らく軍人たるへしと遂に職を辞し東京に上る既にして士官學校に入んどしたるに偶々二豎の侵す所となり其志を果すと能はず且孤客の身締袍憐々の友なきを以て進退甚た困しむ十年二月警視廳に祿仕す三月西南の役起るや奮ひて從軍を請ふ編せられて警視別働隊に入る既にして豊後口に向ひ尋て肥後に進み三舟佐敷水俣鹿兒島山野釘野の諸地に轉戦するや傷を負ひ退きて長崎病院に療養す八月傷癒るを以て復た軍に従んど欲す時に屬する所の軍隊交代期至るを以て東京に歸る會々警視各署に於て巡查練習の必要を感じ文武學校を設るや君擢てられて助教の班に列し漢學を巡查



に授く十一年四月鹿兒島の餘孽未滅せず君撰はられて警  
 視鎮撫隊に屬し日向に向ひ宮崎都城高鍋の諸地に出張す  
 會々家父臥病の報に接し倉惶職を辞して郷に歸省す既に  
 して父の病癒るを以て復た笈を負ひて東京に遊はんと欲  
 し路を東海道に取り静岡を過くるや其地の友人に抑留せ  
 らる當時可進社なる者ありて代言の業務を執る君も亦同  
 盟して其社に入る十三年代言人たるべきの免許を受く時  
 に民權論到る處に起り大に有志者をして政談演説の必要  
 を感せしむ乃ち君前島豊太郎大江孝之等と相謀り静陵社  
 を設け所在に政談演説會を開き大に人心を喚起す蓋し静  
 岡縣下に政談演説を聞くは静陵社を以て其嚆矢となすな  
 り十四年掛川に移る十八年復た静岡に歸り居を馬場町に

トし代言辯護の業務を執る君素より人に信愛せらる故に  
 業務日に盛んあり旁ら身を政事社會に投し周旋奔走す君  
 曾て事に従ふや蹉跌を顧慮せず一身を犠牲に供するの氣  
 慨あり又人に接するや貴顯敢て語はず貧賤敢て侮らず之  
 を視ると一の如し又君か俠氣に富めるの一斑を擧げん曾  
 て友人某罪あり獄に下り期滿て放たる君身を寄すべきの  
 所なきを憐れみ之を家に居き日々酒食を饗して食客たら  
 しむ又刑事辯護の如き若し貧者なれば則ち君自から爲に  
 費用を辨し其冤枉伸ひ無罪放免となるや路程の遠近に隨  
 ひ旅費を給して歸途に就しむ而して明治廿二年より廿三  
 年に至る僅々二歳の間君の辯護に因り刑事被告人の無罪  
 放免を得たる者實に二十餘人の多きに至れり嗚呼君の如



きは我靜陵幾多の代言士中其廉潔俠氣に至りては多く見  
ざるの偉丈夫ある哉

◎長谷川貞雄君之傳

●平民●弘化二年五月生●貴族院議員  
●靜岡縣遠江國長上郡掛塚村川袋ノ人

萬頃の烟波渺渺、一葉の短艇泛泛、釣竿を握り輕棹を繰つる  
の手を以て堂堂たる天下の經濟を料理し政府をして風濤  
險惡ある政海中に針路を失はせしめたる者は我長谷川  
貞雄君歟君は弘化二年五月を以て遠江國長上郡掛塚港の  
一漁村に生る人と爲り俊邁經濟の才あり天豈如斯の人を  
無用の地に捨んや一たひ機に乗して驥足を伸るを得るや  
盤根錯節利器をして益々銳ならしめ終に大名を天下に揚

るに至れり然れども惟恨みらくは君か傳記の評なるを得  
ざるを今茲に記する所のものは僅に履歴の一斑に過ぎる  
耳明治元年閏四月大總督有栖川宮東海道を下らるゝや大  
總督府君に命するに御出陣中の印稅掛を以てす六月會計  
方附屬を命せらる、二年二月軍務官君か前年の功勞を賞し  
會計頭取試補を命す其月先是賊將榎本武揚等餘衆を率ゐ  
て北海道に逃る朝廷海軍をして之を討せしむ君も亦差遣  
せらる七月兵部省會計權佑に任し八月會計權少佑に任せ  
らる九月兵部省君が曩に北海道の餘賊追討の際勉勵した  
るの功を賞し物を賜ふ十二月會計少佑に任す四年二月會  
計權大佑に任す九月八等出仕に補せらる十二月兵部大録  
に任す五年二月横濱港に碇泊せる英國軍艦會計取扱方質



問として出張を命せらる其月兵部省六等出仕に補せらる  
三月海軍省六等出仕に補せらる十一月會計局長心得を命  
せらる六年七月主計大監に任せらる十一月正六位に叙せ  
らる七年二月前原一誠等乱を佐賀に起す君命せられて長  
崎に出張す八年六月海軍少丞兼主計大監に任せらる十二  
月海軍權大丞に任せられ兼官故の如し十一年十一月主船  
局長を命せられ尋て兼海軍大書記官に任す十二年十二月  
財務整理として横須賀造船所兼勤を命せらる其月從五位  
に叙せらる十三年四月兼官を辞す十二月勳五等に叙し雙  
光旭日章を賜ふ十四年會計局副長に補せらる十五年九月  
統計委員兼務を命せらる十一月海軍省統計課長兼務を命  
せらる十六年十二月本職を免し會計局長に補せらる十七

年一月兼調度局長に補せらる十二月本職を免し主計本部  
長兼會計局長主計學校長に補せらる十八年十一月勳四等  
に叙し旭日小綬章を賜ふ十九年一月會計局次長に補せら  
る二十二年三月海軍主計總監に任し海軍省會計局長に補  
し從四位に叙せらる廿三年三月海軍省第三局長に補せら  
る五月勳三等に叙し瑞寶章を賜ふ十二月政府の衆議院に  
提出したる廿四年度豫算案政府委員を命せらる時に衆議  
院議員は硬軟の二派に分れ其間豫算按に對する減額の多  
寡甚た懸隔すると雖も政府の提出豫算按に反對するに至  
りては一かり於是や政府大に苦しみ止を得ずんは議院を  
解散せんとするの決意を以て議院に臨むと雖ども硬派の  
議員は頑然として動かす於是や政府委員たる君及び渡邊



國武等大に其間に周旋し終に政府提出豫算案に對し六百五十万圓の減額をあして其局を結へり廿四年四月豫備を命せらる其月貴族院令第一條四項に依り貴族院議員に任せらる嗚呼君は一匹夫より起りて身を青雲の上に致し終に堂々たる天下の經濟を料理するに至りては豈縣下第一流の名士なりと謂ざるを得んや

●本多良平君之傳

●平民醫●天保五年生  
●敷知郡入野村高塚

君字を不鷲と云ひ甫と号す曾祖父壽仙君外科醫を以て名を遠近に知らる祖父里石君を生む里石君三男二女あり長を良庵君と云ふ専ら醫を業とし醫名あり不幸にして子な

し君を養て子とす君實に長上郡市野村村松重左衛門の第五子なり幼にして聰敏蓬萊老師に從て書を讀み詩を學ぶ年十七にして掛川藩醫戸塚三折の門に遊ひ泰西内科學を研究し傍はら典籍に耽る年廿二にして西京に到り石井良貞に從ひ内科學を修む居る三年先考の喪に走る實に安政四年三月なり是に於てや箕裘を繼き甫めて業を開らく孜々汲々として醫術に勉む名聲夙に隣里に噪く慶應二年領主從四位大津右京太夫君を徵して苗字帶刀を許す后明治十一年三月静岡縣第十二大區七小區外五小區の取締醫となる君一男一女あり女某夭折す男梅一郎氏穎敏郷里に名あり客冬醫術開業試験に及第し醫籍に列す君平素山野の風色を好み暇あれば吟杖を曳て近郊を散策す詩を賦し文



を論ずるを以て樂とす嗚呼濱名湖畔松尽き菘芦生するの邊此の仙骨稜々たるの偉人あり行け共に山紫水明の清遊を爲せ

◎白兔園宗匠之傳

●士族●文政六年九月生  
●静岡市鷹匠町三丁目住

夫の芭蕉其角の徒は何人そや一匹夫のみ然とも今古に曠しき高識活眼を以て宇宙の萬象を看破し身を紅塞の裡に埋め心を形骸の外に遊はし富貴を見ると浮雲の如く王公に接すると匹夫に殊あらず俗界を假住とし名利を見戲とし時に滿胸無量の感慨溢れては言以て傳ふへからず耳以て聞くへからざるの妙思奇想を十有七字の上に發露し來

たりて萬丈の光焰纖弱なる文學界を燒き以て一大偉觀を當時に現出したるに至りては豈文學世界の偉人なりと謂はざるを得んや宜なる哉後世をして其英風を敬慕せしめ今日尙其流風を承け一旗幟を文壇に樹て斯道をして脈々絶滅せさらしむるや然るを何物の迂夫か俳道は文學の粹を傷ふ者なりと謂ふや然とも斯道の今日に萎靡振はさらんとする者は蓋し芭蕉其人の如く其角其人の如き偉人なきに由れる而已白兔園宗匠は我縣下屈指の俳家あり其吟詠踵を芭蕉其角の徒に接すると能はずと雖とも然とも花晨月夕其情懷の溢れて吟詠をなす者幽遠優美自から流俗の外に卓然超出し彼の徒らに俳諧を翫ひ纖弱鄙野なる吟詠を以て其名を世に衍はんとする者の比にあらざる也宗



匠は楠氏幕府旗下の士なり文政六年九月江戸久能町に生る夙に俳諧を嗜み杉家蕉門十世白兔園宗端の門に入る嘉永五年十二月判者の列に入る六年四世太庚菴の号を嗣く既にして名大に都下に噪く其后王政維新に際し徳川氏駿河に移封せらるゝや宗匠も亦従ひ移りて静岡に住す明治三年五月白兔園の号を嗣き十一世白兔園知來と号す宗匠性恬澹寡欲藝を沾り名を銜ふとを好まず故に俗流に知れされども斯道の名家騷雅の高士常に衡門を訪へり宗匠二子あり長子某職を福島縣某郡衙に奉し次子某職を静岡縣收税部に奉す並に俳諧を善くす宗匠寧馨兒あり之を左右にして力を斯道に盡さは今日の顔風を挽回して昔日の壯觀を現出せしむるは蓋し難きにあらざる也左に載する所

のものは宗匠の吟詠にして無量の趣味文字の外に躍然たり

四節 静岡岡公園

見るふゝろうつるや花の朝車  
 話まてあえる端居や夏の月  
 忘れそに月を出てあは野分跡  
 さゝ鳴や住なしふとも静の雨

◎秋山光條君之傳

●士族●神官●天保十四年正月生●君澤郡三島町

君幼字小次郎雪乃屋と号す父光和小西氏を娶り君を生む後故あり小西氏秋山家を去る是より君祖母奈良氏と乳母



之に養育せらるる年甫めて五歳漢學習字を修む會々父病瘳  
 に在り君蠻より退き途次祖母崇敬する所の祖師堂に詣り  
 父の病癒んとを祈る如此すると數日家之を知らず以て游  
 戯に耽り歸期を誤るものとあす後其事を聞くや祖母大に  
 喜ひ君を愛すると幾日より深し又君祖母の源氏物語八犬  
 傳等を愛讀するに侍して之を習ひ夏日秋夜祖母の枕頭に  
 朗誦して其意を喜はしむるを以て樂とあす十二歳にして  
 官務試補となり市廳に出仕す時に祖母奈良氏歿す君慟哭  
 して狂するもの、如し十四歳にして前田夏蔭の門に入り  
 歌書を學ひ後に平田鉄胤翁に従ふ常に本居宣長翁の人と  
 爲りを欽慕す又繼母松村氏に事へて誠を盡す松村氏會て  
 眼を患ふ或る人曰く若し山螺を食はさるを誓ひ之を越後

三條不動尊に祈らは必ず癒んと君其教の如くして祈る遂  
 に松村氏の眼癒也蓋し至誠天地を感動するものなり十五  
 歳にして市政編輯係に擢てある尋て外國係吟味方市中取  
 締役等を命せらる明治元年五月鎮臺附屬市政裁判所及東  
 京府出仕吟味方硝石製造所掛市中取締役等の諸職を命せ  
 らる君市中取締役となるや之に臨むに嚴正を以てず姦豪  
 の徒風を望んで其跡を匿す或は君か大義名分を説くを聞  
 き翻然其過を悛むる者あり時に諸國郡の名稱沿革を考証  
 し國郡誌を著す又之を抄録して國郡讀例一卷を著し世に  
 行はる二年父の志を繼ぎ江戸市區改正諸候の行裝寺院埋  
 葬規則等市政の要務を書して上るや待詔院に召され各藩  
 の徴士と利害得失を討論し遂に嘉納せらる乃ち知事大木



氏に造り其書を呈す其后君か上書の主意實行せらるゝもの多しと云ふ又學制の改革あるや同學の壯士激昂す君又書を上りて外智術の末に趨り内國躰の本を忘れさらんとを曰ふ三年四月神祇官宣教使に任す會々繼母松村氏病に懼る君應より退くや衣帶を解りす自から之を看護すると甚た至れり且日課の論説を草し夜を徹するもの千數日終に松村氏の病癒也舉族其行爲に服す十二月職を罷めらる曾て國教の不振を慨嘆し日要新聞を發行し大に斯教の挽回を謀る當時力を協へる者は伊豆の萩原正平陸奥の落合直亮美濃の高木眞蔭阿波の小杉楳村の諸名士とす其後開智新聞の發行あるに及んで廢刊す五年以爲らく神祇は國家の宗祀なり然るを舊神官の徒輩何ぞ之を褻瀆するの甚

しきや宜しく神官を改選して名實相作はしむへしと乃ち東京府下各社の社格を定め因て市谷八幡宮祠官と爲り大に社殿を修繕し華表を新建し祭典を執行する等大に釐正する所あり六年一月教部省君を權少講義に補す五月中講義に進む又教部省の内訓を受け中教院を興し神官を統轄するを以て自から任し府下の諸神官を遊説し巨額の資金を醜集し遂に中教院を興し惟神教會を組織し大に皇學を振起し神官をして歸嚮する所あるを知らしむ七年三月其職を辞す五月湯島神社祠官と爲る乃ち氏子と協議し永遠保護の策を定む尋いて相摸國寒川神社權宮司に任す湯島神社の氏子連署して君を留任を東京府に請ふ聽されす當時横濱中教院中兩派を生ず議論沸騰輒ち和せず蓋し中教



院を鎌倉に移すへし若し然すんは分離せんとするに在る也君任に赴くや平山權大教正と相謀り神官僧侶を建長寺に會せしめ大に利害の存する所を説きて調停和解す六月神奈川縣下教導職取締を命せられ且横濱教院に事を掌とる又寒川神社神官氏子と相和せさると久矣君竊かに意見を教部大輔に具申し事未だ紛擾ならざるに先たちて調和せしむ後に之を聞き大に君を徳とす時に神奈川縣の委託に應じ縣下式社及舊社の調査に従事す七月千葉縣玉前神社宮司に任す寒川神社の氏子大に運動して君か留任を官に請ふ蓋し千葉縣下の神官僧侶相和せず教義日に衰頽して振はず因て此命あるなり八月復た寒川神社權宮司に任し兼權大講義に補す君寒川講社を組織し高坐郡大島村に

支社を設置し教義大に行はる又本社修造の事を地方廳と相議す當時官國幣社神官交迭の弊日を透て甚し君之を切論し引繼規則案を建言す其後幾くならずして教部省官國幣社引繼規則を發し東京府も亦府縣社已下事務引繼規則を發せり八年十一月出雲大社禰宜に任す先是出雲大社教會なるものを組織し未だ實行せず君乃ち千家國造と相議し規約を制定し大に信徒を結合し且祖靈社を大社前に新築す九年四月少宮司に任す五月兼權少教正に補す會々暑暇を賜ふや君石州に遊ひ物部神社に參拜し宮司金子氏と相會し大に談論する所あり蓋し大社教の石州に行はるゝや此時より始まる也時に俗間出雲大神を福神と稱するの所以を弁し福神像辨を著し之を社務所に寄附す十年五月



再ひ石州に遊ひ教義を弘む藤井宗雄ある者自ら實測する所の國圖を寫して君に贈る六月出雲大社修造の詔ありて遷宮式を執行す其月安藝備後二州を巡教し大坂を経て東上す遂に神道事務局勤務兼資本方法取調掛弘道社改革掛を命せらる十一月宮内省に召され兩陛下の御眞影を賜ふ十二月神祇官廢せらる十一年五月大社禰宜に任す六月其職を辭す七月東上す時に大坂以東大社教の總理を委託せらる十二月東京神田神社に於て初めて出雲教會を發開す十二年九月神道事務局說教掛を命せられ少教正に補す其年事務局に於て神典研究會を起し又邦樂を改良せんとし屢々高崎正風佐野常民近藤眞琴の諸氏と相會し遂に吉備樂修正掛を擔任す十三年二月神道事務局副幹事に任す

時に南総を巡教す三月一府三縣聯合規則に因り東京府下神官教導職を代表し相州諸郡を巡教す四月一等接伴掛と爲る又神道事務局神殿の土木工を竣り大殿祭を執行するや神饌長を勤む五月三島神社禰宜に任す蓋し該神社の神官交迭甚しく其間自から言ふ可らざるの弊害を醸せるや權田直助之を患ひ官に請ふ所ありしに由る八月神道事務局其措置を失し教令行れず府縣の有志者東京分局に相會議す君の説を容れて千家大教正を擧て首領とあし大に爲す所あらんとす十一月教義上の議論天下に轟々たり君本莊宗武と俱に意見書を内務卿に呈す其年君眞影を御前に獻す内務省の命に因れるなり十四年一月三島神社の舊式田祭を再興す蓋し田祭は古來勸農の爲に舉行したるを



中絶したる者也君既廢の祭典を興し昔日の舊觀を回復せんとして怠らず二月一品有栖川親王神道總裁に任せらるゝや君屬員心得を命せらるる三月岩倉右府の鉄道會社株主募集の事を神道事務局に依頼せらるゝや君鉄道株集總掛を擔當す六月農事掛編輯課を擔當す八月三島神社宮司に任し兼少政正に補す九月正七位に叙す時に伊豆の有志者故柏木縣令の靈を韭山に祭る君祭主たり歌あり曰く

朽せさる君の功は不二の峯の隈も知す仰かれふけり

又三島祖靈社祭奠の爲に大に力を盡す十月三島神社永遠保存の爲に組織されたる申孝會の爲に力を盡し又第二申孝會を起す十二月出雲教會を神道第一等教會となすの証書授與式を東京兩國水心樓に舉行するや君本居大教正と

俱に會主たり十五年一月兼職を免せらる時に萩原正平を推薦して出雲教會中教正と爲し内外相應して斯教振興の策を講し又三島神社に神饌所を新築し其別室に拜殿東廂の宿直所を移し大に神威の衰瀆せらるゝを避たり七月福神餘考を著し三島神社に寄附す九月総裁宮君に皇典講究所委員を委託す十一月久能山祠官出島竹齋を説き又秋葉山に登り協議する所あり其后静岡縣の囑託を受け皇典講究分所より祠官祠掌取締準則を發行す十六年三月父和光翁病に罹る君歸省するに及はすして歿す君大に之を悲しむ歌あり曰く

世の常の歎ならまし生の中に逢見て後の別れなりせば  
以て君か至孝の情を想ふへし四月服部雄次郎なる者居村



坂本村に文庫を設けんとし助成を君に來り請ふ君藏書三千卷を貸與し文庫を名つけて觀光と曰ふ又大社拜殿虹欄の彫刻ハ西洋人も其精工に驚嘆する所なり然れども欲闕剝落終に其美觀を失はんとす因て有志者の贊助を得て銅網を作りて之を掩護して永遠保存の策を立つ及び登石をも増敷せり十七年二月毛利侯熱海より來りて君を訪ふ君病を扶て侯を款待す又祝詞要義三卷を著す先は大社の寶什中烏丸光廣卿の奉納する所の詞卷あり其後散逸して所在を失ふ君百方力を盡して其殘卷を韭山の人小川氏熊坂の人菊池氏の二家に藏するを探知し二家をして之を寄付せしむ十一月三島驛火を失す君金若干を貧民に施與し官より褒狀を賜ふ十二月静岡縣皇典講究分所教授を命せら

る十九年二月權中參教に補す時に伊豆山神社の氏子君に同社の祠官たらんとを請ふ君其請を容れ官に請ふて之を兼ね大に力を尽す所あり後之を辭し氏子を誠しむるに神社の爲に益々勉めて怠るへからざるを以てし且金百圓を寄附す十二月官に請ふて大社門前の家屋を毀ちて空地となし風致を添ゆ又駿東郡平松新田に建武中興の忠臣權中納言爲冬卿の古墳あり有志者之を佐野原神社と崇稱祭祀す君も亦與りて力あり且金貳拾圓を寄附す廿年四月四等學正に叙す七月静岡縣皇典講究分所長に任す時に官幣社の制度を一變し經費を廢し向ふ十五年間保存金を下附する事とあるや神官を減し祭典を闕き其餘剩を以て將來の維持を講せざるへからず於是や三島保存會ある者を設け



自から金五拾圓を寄附し及ひ有志者の寄附金を募るに應ずる者甚多し乃之を内務省に上申す同省も亦金五百圓を下附す廿一年生母小西氏年老て子を失ひ他人に養はる君之を家に迎て侍養す其后病を得て歿す君の悲傷想ふへき也廿二年十一月皇典講究所副總裁に建言して廣く全國分所の意見を採り皇學を擴張すへきを曰ふ又神祇官再置及神社の制度回復の爲に盡力し尋て全國神官協議會長に當撰す其月三日立皇太子の大典を擧させらるゝや和歌を獻して奉祝す廿三年二月神官同盟中東京に在る者異論を唱へ分裂せんとす在京委員之を憂ひ君に東上を促す君乃東上周旋輒ち和解す四月皇典講究所長山田顯義全國の分所長及ひ有力者を召集して會議を起す蓋君か前年になし

たる建言に因るなり五月東台星ヶ岡に於て山田顯義吉井友實細川潤次郎元田永孚海江田信義國重正文等と會して斯道の擴張を議す十二月皇太子殿下君に『千歳之菊』書を賜ふ其月官幣社保存金十五ヶ年間下附の制を改め三十ヶ年間下附すへきの令あり蓋し君與りて力ある也廿四年三月内務省諸官國幣社の宮司を召集し協議會を開くや松平容保は會長に君は副會長に當撰し且會長の事を行ふ既にして會議終るや上野櫻雲臺に於て親睦の盛宴を張る時に白根内務次官臨席し起ちて大臣か神社に對するの厚意を説き且上地官林委託に就ての心得を懇諭せらる氏乃ち起ちて答辭を述へ且其所感を演す又内務省立關前に於て大臣次官及宮司屬員相列して之を撮影せしめ以て他日の紀



念となす維時明治二十四年三月廿七日也君天資溫和喜怒色に見はれず善く父母に事ふ又權勢を邀へず卑賤を慢とらず榮枯を顧みず約諾を重し正義之れ與するの氣慨あり曾て矢田部氏を人后より拔擢して之を庇護し或は權田氏の子孫を零落の中より救ひ孫兒を養ひて學資を給し其業を成さしむるか如きは實に正義の士と謂ふべきなり又明治會、日本弘道會、大八洲學會等に贊助を與へ世益を謀ると多年一日の如し嗚呼君の如きものは我國神官中容易に見るへからざるの傑士なる哉



中川重正君



永井嘉六郎君



江原素六君



川野一平君



松城兵衛君



◎江原素六君之傳

●平民●天保十三年正月生●第七區  
●衆議院議員●自由主義●駿東郡熊堂

君は舊幕臣江原帶刀の長子江戸角筈五十人町に生る幼字  
鑄三郎先考帶刀資性謹直家訓嚴正俸祿極めて薄く以て家  
眷を養ふに足らず常に手工に賃して生活を營む故に子女  
を教育するの餘贏なし叔父小野某筆硯を贈りて君の就學  
を促す時に君歳甫めて八歳後故ありて居を四ッ谷に移す  
池谷某に就て始めて習字を學ふ而して未だ讀書の業をか  
さず師濟輩の一兒に大學の素讀を授く兒性痴鈍甚た誦讀  
に苦む温習數百回而も未だ句讀に慣れず君傍らに在りて  
日々之を記し遂に全卷を諳して一字を遺さず師之を奇と  
し其聰敏を愛し先考に告げて四書を購はしめ終に句讀を



授く君歳十五幕府の大學昌平齋に及第して賞品を受く此年十二月首服を加ふ時に先考君を呼んで膝下に侍せしめ之れに語て曰く汝年已に十五即ち一個の男兒のみ示后汝ち一身の供給を自からせさるへうらす汝必ず之を銘せよと君唯々として去る於是君意を決して自活の策を講し讒かに手工を施して物を造り之を四ッ谷新宿の市街に售り以て自ら給す然れども一月僅かに壹圓に出てす故に儉素忍耐以て能く昌平齋に出入し夜は近傍の師家に就て夜學を修む其刻苦勉勵實に凡庸人の及ぶ所にあらざるあり而して君の學を修むるや常に夜十時より十二時迄とす晝間讀書に親むの時あきには非すと雖も先考常に文字を修むるを好まず唯武技是れ務むると以て動もすれば輒はす叱責

に逢ひ課業を廢するとあり故に夜靜かに人定まる時を待つて即ち飯櫃或は雜筐を几案とし燈下に黙讀するのみ君の北堂は好く淑徳を修め特に君を鍾愛す先考嚴を以て君を規す北堂堂に間に在りて諄々之を和融し以て先考の怒を解き能く君の勉學を獎勵す君適ま道にして飢も竊かに一餅を買ひ歩々之を喫ふ先考視て大に怒り之を地に投せしむ家に歸るの後君を召して其醜行を責む曰く武士道を辱かしめ士たるの風儀を傷ふると先考怒るおれは則ち北堂間に居て和解するを以て常となすと雖ども此舉の如きは北堂亦た大に其非行を怒り君を叱して曰く仮令薄祿にして家眷を養ふに足らず耻を忍んで此の賤工の爲を學ひ纒かに口を糊するに過ぎずと雖も貧富は素より天與のみ



果して然らば將た何をか怨みん只期する所のものは士たるの風儀を守り士たるの徳義をして苟も失はさらしめんを欲するのみ然るに汝衆人環立するの街路に於て歩々鮮を喫するか如き實に士たるの分を失するものあり君此の教訓を銘して敢て今日に忘るゝなしと宜なり君の榮辱を以て心にせざる儘ま此の遺誠に適するものあるを安政六年十二月幕府麾下の士深津某の知遇を得其子弟に讀書を授け旁ら家事を接す某食祿甚た多し爲めに多少の報酬を得て學資に供す后講武所に出て、砲術を學ぶ此の時に當てや尊攘の徒四方に起り海内沸然横濱尤も警備を嚴にす君撰れて開港場の衛兵とある而して君心を火炮の術を究むるに專にし頻りに其師を需む當時幕府の子弟等皆な

砲術に志あるものは下曾根又は江川の門に入る君曾て齋藤彌九郎に隨ひ擊劍の技を學び大に四方の志士に交り頗る慷慨の志を懷く故に下曾根江川の二門に入り奢侈柔惰共に爲すなきの輕薄子と伍するを恥ち却て村田六藏（後大村兵部大輔）佐久間象山等に隨はんと欲す然れども先考之を許るさす百方辯疏して其宿志を遂げ將さに象山の塾に入らんとす適ま象山徴されて京師に入る塾頭蜷川賢之助に就て蘭書を讀む文久三年九月君歳廿二舉られて講武所砲術教授方となり一月米俸壹石五斗を受く其一半を以て家眷に給し一半を以て學資に充て蜷川氏の塾に入り傍ら近藤眞琴氏の門を叩き數學及び蘭書を究む是に於て君の親近等皆曰く苟も職を教官に奉し而して尙ほ他人の塾に



ある余等其の意を解するに苦しむ已に塾中にあるも一た  
 ひ官職を得れば塾を去るを以て通則とす然るに計茲に出  
 てす却て其職を汚すあきを得んやと君啞然として笑て曰  
 く卿等の如きは凡人の觀のみ今や海内沸然士の枕を高ふ  
 すへきの時にあらず況んや外虜猖獗實に神州の浮沈に關  
 す豈俗論の爲めに身を拘すへきの時ならんやと塾中にあ  
 りて教官の職に就き歐米兵學の一般を窺ひ學術と技術と  
 の相伴はさるへからざるを論し益其の説を主張す當時の  
 砲術と稱する者は全く射撃練兵の二者に過ぎざるものと  
 迷信する者多く爲めに儕輩の攻撃を受くる又屢なり參政  
 立花雲州侯兼て練兵場を督す君の教官中録々の名聲ある  
 を聞き延ひて門下の子弟に練兵を教授せしめんとす而れ

共君甚た之を欲せずして固辭す侯又使臣を遣して之を請  
 ふ君再ひ之を辭す且曰く臣不肖と雖ども已に教官の職を  
 辱ふす願くは掬躬八万の子弟を教練するを以て已れの任  
 とす故に余暇あるなし乞ふ之を辭せん抑も雲州侯部下の  
 士多しと雖ども蓋し五六十に出てさるへし百人未滿の小  
 兵を練る其國家を益する幾何とや使臣曰く敢て兵士を訓  
 練するの爲めに駕を乞ふものに非らず實に雲州侯泰西兵  
 術の如何を問はんか爲めなりと君是に於て侯の知遇に感  
 し其有爲の人あるを察し之を諾す后屢は侯の門に出入す  
 當時兵を論するもの皆曰く鎗劔は神州の長技なり洋式の  
 火砲夫れ何かあらんやと物論騒然人其の取捨に苦む幕議  
 亦決せず侯夙に賢良の譽あり即ち氏を延ひて其得失を論



し大に得る所ありと云ふ君又侯の爲めに職に陸軍に就くとを誘はる然れども固辞して以て現職にあり慶應二年十月二月幕府講武所を廢す君撰はれて歩兵指圖役頭取となる君時に歳廿五尋て兵を卒ひて京師に到り大坂及山陰山陽の各地に駐在し后江戸に歸る居る三旬又京師に到の命あり君の京師にあるや幕府命して會津藩士に練兵を教授せしむ君又た乘馬の術を會藩に學ぶ慶應三年十月江戸の兵京師に到りて前の隊兵と交替す衆皆踊躍して客土を去らんとす君深く天下の大勢に注目し實に尋常の形勢にあらざるを知る故に依々として去るに忍ひず隊將深津攝津守に請ふに獨り京師に留らんとを以てす攝津守曰く何の望む所あつて此に止らんとするや假令ひ一人京師に留まる

も現に立身の地に非すと君此の言を聞き泣然として涕を拂て曰く余か京師に留らんと乞ふ所以のものは實に一身の計に非らず君昨今の趨勢を見ずや浪士公卿を説き薩長の連合既に成り幕府の勢炎頓に光輝を失ひ妖雲般々須臾も傍觀すへきの時にあらず假令江戸にあるも一朝事あるに臨んては單身馳せて京師に到り身を鋒鏑に委し屍を沙礫に曝す素より武門の常なり君臣の分なり然るに幸にして京師にあり而して此の禍機の將さに熟せんとするを見る危急存亡の大難に莅んて此地を去る君臣の分に於て欠くるなきか武門の職に於て辱なきか余の留まらんと乞ふ蓋し之に過さるなり衆皆曰く薩長果して能く何をかあさんと君を置いて去る君京師に在りて日夜各藩の動靜を察し大



に爲す處あらんとす然れども幕臣君の故あきに京師に在るを恠しみ敢て一兵を與へず而るに時勢は現に促迫して二條城壁に炮門を鑿て京師震動す忽にして將軍下坂の令あり上下狼狽匆忙大坂に到る道伏見を過く各藩の壯丁民家に充滿し慢罵侮蔑至らざるなく幕臣皆畏怖せざるなし君往く々々伏見に到る佛國進獻の加農砲二門裝を解て路傍に遺棄するを見之れを整理し役夫を賃して以て淀に致し之を大坂に漕搬す各藩の壯丁見て以て其膽略に服す幾もなく鳥羽伏見の役起り幕兵連戰連敗官軍已に牧方を保す當時君猶ほ一兵なし依りて歩兵奉行戸田肥後守に面し策を獻して曰く今日の事千悔萬悟已に及はず假令全勝を後日に畫するも奇兵敵の空虚を突ひて一勝を博せざるへ

からす然らされは士氣奮はす戰略遂に功を奏するあり且つ各藩の壯丁我兵を慢る皆曰く幕兵萎靡して奮はずと兵法に曰く驕兵は撃つへしと彼固より寡兵連勝の余必ず疲羸あらん若かず余に一隊の兵を貸せ壘を守口の要處に築き死守以て敵に當り一隊密かに夜に乗して牧方に致り敵の不意を襲はん若し敗るれば則ち壘に依りて防かんのみ而して其間徐ろに東歸の策を講す未だ以て遲しとせざるなり敵をして大坂に到らしむ者のは策の得たる者にあらず肥後守之を好とし直に君に一隊の兵を授く已にして守口に致り士卒と共に壘を築く壘將さに成らんとす未だ糧を賚すなし士卒飢に濱す輕騎を遣りて之を需む坂城の軍皆東奔して又隻兵なしと於是士卒を収めて大坂に歸り行



一々幕兵の遺棄する兵仗を拾収し紀州に到る至れば則ち衆皆東に去ると玆に於て君又如何ともする能はず故に公然氏名を掲表して和歌山市中の逆旅に宿す殘卒諸所より集り遂に百余人を得たり時に紀州藩吏來り告げて曰く請ふ速に去れ昨官軍に告ぐるに東兵悉く封地を去るを以てす軍監來りて之を檢すと今方さに來らんとす君夙に後圖の爲すへからざるを知り決然死を誓ひ温顔之れに答へて曰く士卒素より何の罪かある今日の如き罪將帥に在り故に余の一身を處する五刑を具ふと雖ども敢て辭せざるなり請ふ余の願を以て官軍に告げ無辜の士卒をして僅かに東歸するを得せしめは余に於て死して後榮あり願くは軍官に謝して以て此の軍を幹せよと藩吏色距む適才大監查西

周等和歌山に在り君を論して速に去らしめんとす君曰く去らんと欲するも船なく亦之を備ふの資なし敗軍の將素より一死を分とす只願くは余の姓名を抛て士卒の命に代らんと西等歎賞遂に金千圓を給す君直ちに船を備ひ和歌山を去り慶應四年二月五日品海に到る君の京坂の地に在るや殺氣陰々妖氣漠々の間に處して當時の形情を寫して細大漏すなく盡く之を江戸に贈る儕輩爲めに便宜を得しと云ふ全年二月撤兵頭弁となり四月其頭となる時に人心洵々物論沸くか如く甲是乙非幕臣の大部を擧げて關東諸州に脱走す君大義名分を説き君家恭順の意を躰するのみならず輿論に逆ふて勝算を得るべきを察し頻りに其説を主張す衆死を惜むとあす君慨然自刃以て其志を明にせん



と欲し即ち先瘞の處に至り將に刃を腹に刺せんとす近藤眞琴氏の友情を追想し一見竊かに訣別せんとす氏の寓を訪ふ適ま近藤氏出て、外にあり即ち不在なり筆紙を借りて二句を書す曰く慷慨就死易從容隨道難と倉惶家に歸る近藤氏遺書を視て甚た恠しむ馳せて君の家に至り輕擧國家の大事を廢する勿れと暗に君を諷するもの、如し林維純氏も來りて君に説く肥後藩の參謀増田勇曰く撤兵局に君在り吾其の輕躁過激の事あきを信す君宜しく之を處せよと君已に其死期を失す既にして撤兵局に到る士卒相卒ひて上総に走る是より先き隊中謔言あり君既に走りて上総に在り士卒の來るを待つと衆皆之を信して走る君深く之を憂慮し直ちに上総に到り具さに順逆を説ひて之を率

ひ歸らんとす而して猶ほ書を官軍の參謀に上り直ちに木更津に到り頻りに順逆を説き道を船橋に執り更に八幡に到り將に江戸に歸らんとす適ま他隊の兵官軍に抗し俄かに戦端を開く君の兵戦ひ誘ふて北るを逐て市河に達す已にして船橋の兵利あすと聞き將に赴き援はんとす道佐土原の兵に逢ひ殺傷相當る一士あり突進無前兵を壓て頻りに進む君士の銃を奪て之を撃たんとす士伏して君の足を捉す君仰き仆る士跨て君を捕ふ君士の小刀を取らんとす互に相挑む君の部將古川宣譽目今陸軍中佐(駐)せ來りて其恙なきやを問ふ直ちに刀を擧て士を斬らんとす君下に在りて叫て曰く銃其背を打て恐くは餘刃の余に及はんとを古川氏曰く諸銃を以て其背を打つ士昏絶す君匍匐して士



の股間を脱す少頃あつて士蘇息し將さに成す処あらんとす古川氏之を誡す古川氏今に至る迄士の墓に詣すと云ふ君古川氏と共に奮戰敵に當る飛彈君の左股を傷く君起つ能はず八幡の民家に匿る古川氏君の命によりて其兵を督す君八幡に在る二十余日後潜かに江戸に歸り石井某氏の家に匿し自ら其瘡を治す君曾て曰く士は須らく醫書を讀むへしと玆に至りて醫を招かすして能く自から療す其間疼痛を忍んで左足を屈伸し杖によりて歩を試むるか如き實に君の堅忍不撓に驚かざるなし瘡全く癒て而して跛を免る全年七月徳川藩軍制改革掛とある此の時に當てや人心洵々八州の草木硝煙に没し海軍の諸將大舉して函館を襲ひ陸軍亦之を援けて奥羽の野に出てんとす議殆んど決

す君阿部立田等の諸氏と海軍局に至る時に君獨り某氏に謂て曰く大舉函館を襲ふて北海に據る計の得たる者にあらざるなり昔者幕府の意を北海に用ゆるや過分の恩祿を與へて頻りに土着を促す皆久しからずして江戸に歸る今や外全國の大軍に當り其妻孥を江戸に質す士卒歸心あつて戦心なし久しうらすして敗兆を見るへし卿等皆曰く君辱しめらるれば臣死すと今や骨肉相食み鷸蚌相争の時に非らず對外國の觀念を發揮して宇内の趨勢を觀察すへし開陽以下の堅艦榎本以下の雄將共に日本の精英なり此の精英を失ふ實に日本の爲めに哀しみますんはあるへからず徳川氏の爲めに謀る他に良策なきに非らさると言辭適切慷慨意色の外に溢る某大に怒て曰く止めよ自説を張



て人を強るふかれと君快々として去る全年八月君名を小野三介と改め駿河國藤枝に到り静岡藩士の封地に移るも、爲め計畫する處あり更に名を水野泡三郎と改め沼津に移る明治元年十二月静岡藩軍事掛りとなる全三年藩主君の勵精を賞し時服三金六十圓を下賜す全月太政官宣して静岡縣小參事とし沼津兵學校の事を兼しむ君又勝安房大久保一翁等の爲めに重く用ゆる所となる適ま朝廷各藩主に命して人才を撰み海外に派遣して政教文學を視察せしむ君其撰中小在り四年四月北米英佛等を歴遊し大に得る處あり君の海外にあるや儉勤以て誓ひ敢て華奢の風に慣れず藩主給する處の資は歸朝の後之を奉還せり全五年沼津兵學校兵部省の管する處となり教官生徒皆兵部省に

直隸す君亦其中に在り君之を辞して沼津に在り英米諸國に得る處の者を敷衍し常に教育勸業の振起せざるへからざるを説き再三の徵命ありと雖も之を辞す全年三月士族授産の方案を縣令に具す縣令之を可とし遂に金壹万四千圓を君に管せしむ君直ちに牛羊豕等を放牧し茶桑の園を拓き將さに大に成すあらんとす適々綿羊流疫に感んし須臾にして皆斃る其價殆んど三千圓を失ふ君の此の災に罹るや辨濟の責君にあるとなし然れども士族の困究を救ふか爲めに計畫せしを以て一朝失敗あるに當つて之を士族に醸出せしむるは恰も飢者の食を奪ひ渴者の飲を飲むると均しきのみと自ら其損害を完補す全年學制の頒布あり小學校の官費に屬する者を廢す駿東郡中沼津以下の四校



將さに其課業を廢せんとす君慨然區吏に法令の誤解なるを説き往復數回漸くにして開校するに至れり其間殆んど數閱月教員の支給宿舍の費途概ね君の私資を以て之を維持す君亦四書五經素讀の迂を歎し名和氏をして泰西讀本の体に倣ひ小學授業次第を編纂せしむ是れ本邦讀本の嚆矢にして教育の面目頓に一新すと云ふ六年一月君及人見寧林維純の三氏静岡縣學區取締の命を受く君建議して曰く一切の私塾を廢して模範小學を起し課程を一にせんと議容れられず全七年沼津中學校を組織し外人の語學教師を雇ふ衆皆之を難す君曰く發音正しからされは言語通せず堂に入り室を見さると一般のみと後遂に數名の學士を出す而して校舍等の建築に費す處殆んど五千余圓皆君の

幹旋により有志者の離出に係る全年静岡師範學校長となり全九年之を辭す生徒等欣慕して久しく其職にあらんとを切望す全九年十一月静岡縣會議員となる然れども聊か感ずる所あり遂に議場に出つるとまじ全十二年三月駿東郡長に任せられ全十四年六月本職を辭す君曾て非常の困難に逢ふも神色自若平生快活の風彩を失はず而して君の他人の爲めに完済する金額殆ど積んで壹方圓以上に達し其之を完補するの内大に君を困厄の地に陥れしめたり君曾て友人に撮影を贈る友人視て其技の不熟を笑ひ容姿大に憂愁を帶ふと君浩然とし歎して曰く心事已に顔色に出つ丈夫の恥つへき所なりと偶ま耶蘇教師平岩橋本等の説を聞き大に耶蘇の教理を味ひ胸中別に一段活快の觀念を



得示來大に之を信す君の所有地等は甚た少なきにあらず  
と雖とも負債消却の爲めに賣却して僅かに衣食を支ふる  
に足らず君嘗て云へるあり曰く貧にして儉に處せざるは  
恰も病て藥を用ひざるに均きのみと儉素自ら安んじ能く  
大負債を完補するに於て一意専念倦むなく怠るなく遂に  
能く之を整理す君の忍耐に富む實に天與の特性之れか功  
を奏すと雖とも亦平生勇進敢爲の氣象あるにあらざれば  
豈能く此の如くあるに至らんや君常に曰く余は貧困に人  
となり輒く書を読む能はず纔かに傭工の爲をなして之を  
得るか如きの慘情を知る故に貧生にして勉強心ある者に  
對しては一椀の食を分つても之を救護せざるはなく仁俠  
の風自ら言辭の外に溢る君容貌端正言辭溫雅舉動沈靜甚

た勇壯の氣に乏しきか如きも其行爲と持論とに至ては儘  
ま地方人士退守的の頑夢を攪破する者多く淳粹なる自由  
主義を執り社會の改良進歩を爲すを以て已れか任とす宜  
かり駿東及伊豆四郡人士の撰載する處とあり現に本縣第  
七區衆議院議員に當撰し彌生俱樂部に加盟して大に自由  
黨の爲めに奔走し豫算會議の時硬派に屬し査定案を賛成  
す君の如き實に縣下に重きを措くの人傑と稱すへきなり

### ◎山本伊吉君之傳

●平民筆匠●嘉永元年正  
月生●敷知郡濱松町池

君の嚴君を阿部岩吉と稱し世々筆匠を業とす君三歳にし  
て母を失ひ十歳にして父を喪ふ君之れより祖父母の教育



を受く然るに君年十六又た祖父伊助氏を失ふ時に文久三年なり遂に祖母某氏の養ふ所となる其の翌年祖母某氏亦た逝く君零丁孤獨動もすれば放逸に流れ人皆お君を疎し之れを齒するを耻つ況や之れを助くる者あらんや故に斷然志を決して濱松を出て、江戸に至る然れ共未だ志を得ざるなり往復數回后江戸に止まる數年一意造筆に志を傾く技大に進み得る處甚た多し君慨然として曰く余已に二十有八而して腹に一丁なし何を以て世に立んやと奮然一書を買ふて反覆習讀す之れ君の文字に親しむの第一なり時に明治八年なり君曾て全志七名と協て夜學會を創す行餘義塾と云ふ君曾て金貳十五錢を贈して一飲を沽はんとす坐に七名あり集めて壹圓七十五錢に達す君之を見て建

議して曰く宜しく此金を以て書籍を買ひ以て智識を研磨すへし飲酒何ぞ我に於てせんやと衆皆之を善しとす之れを行餘義塾の第一着手とす醫士鈴木宗甫氏又た義侠の人なり其の老を顧みす自から來つて漢籍を教授す塾頭牧野新曉氏大に尽力する所あり塾名遠近に知らる來つて贊を執る者八十余名の多きに達す此に於て役員の撰舉を行ふ君撰はれて學長となる全九年一月督學となり全二月副檢監とある行餘塾に入る者皆な能く孝悌忠信の道を知る君の誘掖大に力ありと云ふ后濱松新聞發行の舉あり主唱者中君其の一位にあり遂に明九社を起し濱松新聞を發行す后濱松縣の廢縣に逢ひ遂に其の業を廢止す君茲に於て一意専念心を造筆の事に傾け刻苦勵精一種の筆を發明し号



して曳馬萩筆と云ふ人皆な其の意匠と雅趣とを賞揚して措かずと云ふ翌年第一回勸業博覽會に出品して精功出藍の賞を受く全十四年第二回勸業博覽會に出品して賞状を受け全十六年故あつて山本家を襲ふ全十八年京都博覽會に出品して特に有功賞を賜ふ全廿三年第三回内國勸業博覽會に十種の筆を出品して褒賞を受く君の筆匠中に嶄然として頭角を顯はし遠近の人皆な君の筆を賞し騷人墨客の遠く筆を請ふ者あるに至れり抑々曳馬萩筆の鼻祖なる君の筆匠に就ての古記を精査するに弘仁の昔僧空海唐より歸朝するに當り筆匠坂井名の清川に命して萩を以て筆を造らしむ是れ萩筆の濫觴なり君の遠祖清川に就て筆匠を學ひ世々南都に住す君の祖瑞英又た清川の裔に學ふと

宜なり君の筆匠中に名聲を博するを君又た政治上自由主義を奉して熱心之れに尽力す明治十四年板垣退助氏東海道を巡遊す君又た澤田中野鈴木等の諸氏と共に尽力する所あり后遠陽自由黨を組織し君撰はれて常議員たり君朝來工場を督し又た政治上に奔走す君を知ると知らざる者とを問はず皆君の尽力家を稱す后遂に解黨するの不幸に遭遇す然れども君等の熱心と報國の至誠とは敢て散する處なく其の鬱結する者遂に凝つて遠陽大同俱樂部を結成するに至りしなり全二十三年全部の常議員とあり大に衆議院議員の撰舉に奔走す後立憲自由黨に加盟し今猶自由黨員たり君の如き實に身職工の劇職に在り而して時間と費用とを空費して政黨政社の事に奔走す君の如き實に西



遠の木鐸と稱するも決して誣言にあらざるべきを知るなり今君か公供の爲めに一身を抛ちたるの事歴を擧ぐれば明治十七年七月町會議員に撰擧され尋て同月濱松聯合會議員に同年九月勸業委員に全十八年四月濱松元城町外五十三ヶ町村聯合會議員に同年七月一等地等級課額議定聯合町村會議員に廿年十月濱松傳馬町始三十三ヶ町村聯合會議員に同十一月同三十四ヶ町村聯合會議員に同十一月同三十四ヶ町村聯合會議員に廿一年三月濱松市街清潔委員に全四月濱松高町始三十二ヶ町村聯合會議員に又同月濱松營業雜種稅等級議定會議員に當撰せられ池町々會議長たる事三回なりしと云ふ

◎伊藤忠右衛門君之傳

●平民●天保三年十一月生●安倍郡北安東村

君幼名熊次郎と稱し忠右衛門の第二子なり年十五の頃嚴父病に罹る尋て家兄及嫂も亦病臥するに至り弘化三年五月より七月迄の間に於て皆黃泉の客となれり君の慟哭豈言に勝も可けん哉然れども親戚故舊の深志厚情を辱ふし遂に亡跡を相續する事に決す實に不幸中の幸福と謂ふべきなり嗚呼親戚故舊の恩實に深し男子豈報恩の道を講せずして可あらん哉と一念常に此意を體して寤寐忘れず然れども以爲らく區々一片の私情に感し徒らに恩人崇拜の念に沈まんより寧ろ農事を改良し實利實益を起し以て廣く郷里に盡すに如かずと爲し朋友知己を誘導し協心同力



大に爲すあらんとす君か精神は終始勸業に在り實利的實業を振起し公衆と共に公益を得んとするに在りしなり當時農家の収入は單に田畑に在りて其の收穫限りあり故に田畑を改良し熱心勞働して収利を多額増加せしむるは實に當時の急務ありしを以てあり爾后三年間は農事に専念して種藝栽培に苦慮したり是れ一は良人愛兒を失ひし不幸なる母を慰め一は頼み寡き少弟をして實業に従事せしめんか爲めなり然りと雖も事意の如くあらざる實に多し此時偶々村役人に欠員あり君擧げられて其跡を繼ぐ於是君農事に専念する能はずと雖も亦是れ國家に盡すの点に於て敢て異なるなしと思ひ専ら村内の靜寧を謀り實利を與へんとに盡力せり君資性敏達尤も事務の才に長し兼て

徳望を負ふ故を以て村内萬般の事を処理して毫も停滯蹉跌するなく加之村内の有力者又大に力を添へ倍々一村の公益を起す事に汲々せり次て助郷惣代とあり只管事務に勉勵せし内又駿府御代官所支配郡中惣代御用を以て江戸御廻米上納方を命せられたり幾何もなくして助郷惣代の名稱廢し府中宿傳馬所年寄役と改まり明治三年宿驛人馬繼立を廢するや右精算中安倍郡中惣代とあり郡中訴訟等に付普く仲裁すへき事を命せられたり爾來閉ま錯雜困難なる訴訟ありしと雖ども十中の六七は和談熟成せり是れ蓋し一ハ官の威嚴甚た盛んありしに基因すと雖ども亦以て君か敏達にして事務の才に長したるの故ならずんはあらず如此當時多事にして宿志の勸業に従事する能はず其



后君郡書記たりしか明治十二年之を辭するに當り安倍郡勸業委員を拜命せり是れ實に君か宿志にして當時縣廳より下附されたる各府縣の植物標本に就き種々研究を凝らし以て栽培種植に付き大に發明する所あり即之を郡中各村へ配附して弘く公益を収めし事抄うらず明治十五年本村戸長病を以て其職を辭するや村民君を推して其職を襲しむ尋て官撰戸長となる既にして町村制を施行せらるゝや又村長に撰舉せられ今猶其職に在りて一村大に自治の實を舉げ人望益々高し然れども君當初の宿念たる勸業の一事に至ては終始變らず寤寐の間も之れに意を注かさるは無しと云ふ先是明治九年中縣會議員に舉げられ縣下の安危を雙肩に負荷し大に力を盡す所あり又常に本邦製

紙業の萎靡振はず洋紙の供給を西洋諸國に仰くの不利なるを思ひ自から私財を抛うちて洋紙製造所を静岡市安西町に設け洋紙輸入の不利を絶んとして最も之か擴張に勉めたり時に齡六十歳實に君は實業家中の伏波將軍あり又嘉永年中名主職を命せられしより公務に軼掌すると四十餘年其間一日も職を曠ふせしとなし今日君か社會に立ちて萬事を勉して著々其功を奏したるものは蓋し此の多年間に自得したる經驗より出るなるへし嗚呼君の如きは村長としては得難き人物ある哉



●永井嘉六郎君之傳

●平民農●化弘二年十月生●白  
●由主義●駿東郡長泉村納米里

君容貌魁梧動もすれば虎を攫し龍を掣するの勇あるか如し而して音容諄々温乎たる徳望思わす人をして敬服の意を表せしむる者あり是れ君の特性にして駿東郡中第一流の人士なる名聲を博する此の温容靜肅の間より溢れ出て來る者に非るや否や君の嚴君を意誠君と謂ふ園基を能くし兼て諸般の藝術に達す君幼にして擊劍の技を嗜み屢は劍士を家に延ひて其技を習ふ又た意誠君の畫陶により大に讀書を好み古今の史傳を涉獵す后弱冠にして全国各地を漫遊し風俗形勢を視察して大に得る處ありしと云ふ君夙に公共の利益を増進し殖産興業の忽にすへからざるを

知り率先して養蚕の技術を傳播せしめんを期し自から桑園を拓らき蚕室を創し累年之れを飼育して能く其の變化臨機の術に長し自得する處甚た少しとせず后近隣に遊説して之れり奮起を計り百方勸奨す駿東郡蚕業の振起する君及び室伏某氏の力與て大に力ありと云ふ君夙に政治の改良を以て自から任し率先自由主義を奉し通弊を矯正し邪惡を誅助するに勵むと云ふ君曾て心を教育に傾け大に學事の進歩を計る明治八年中村立映雪學校を新築し其の資の全部を支辨するに至る君亦た慈善を旨とし例年米幾許を出して村内の細民を救恤するを以て常とす細民君に頼て生活をなす者甚た多しと云ふ君亦た明治廿三年十一月を以て高野森榭室伏等の諸氏に計り全志會を組織す蓋



し殖産興業を經とし平素の希望を達するを緯とし一個の  
團體を組織せる者なり示來君撰れて幹事及び常議員とな  
るを常とす同志會の鞏固にして聲望ある君其の牛耳を執  
るによる君夙に自由主義を執り傍ら殖産上の事に尽力す  
君曾て第七區衆議院議員を撰舉するに當つて江原氏を助  
けて伊豆駿東の各地を巡説し大に尽す所あり江原氏の當  
撰する君の力實に多きに居ると云ふ君曾て曰く吾國の物  
産は製茶繭絲を以て其の大なる者とす故に養蠶の事に至  
つては其損益を問す偏へに研究を積み之を各郡各地に傳  
播して國力の充實を計るを以て務とすと君明治六年 皇  
城炎上及び全八年學校資金等を獻金する前後十數回其賞  
を受くる銀盃木杯賞狀等積て堆をなすに至る君亦た副區

長戸長等とある前後數回聯合村會議員徵兵參事員其の他  
公供の事務擧て推撰せられざるなし今猶ほ同志會幹事所  
得稅調査委員たり人あり君に接す必ず君の德望言外に溢  
れ温乎たる容貌人をして思わす心服せしむる者君の平生  
至誠之れを一貫して渝らざるによるのみ君の如きは實に  
愛鷹山頭萬斛の濃霞萬斛の翠嵐凝つて以て君の鎮心石腸  
となる者に非るや否や嗚呼君の如きは縣下屈指の偉人と  
稱すへきなり

### ●堤和重君之傳

●平民農●那賀  
郡仁科村濱住

君は伊豆國那賀郡仁科村の人なり天性沈毅勇敢事に當る



や屈撓せず名望居郡に高し明治六年八月第五大區十一小區濱村小學校授業生を命せざる七年八月那賀郡濱村副戸長を命せらる九年七月第五大區十及十一兩小區二十八ヶ村の戸長兼浦役人學校幹事を命せらる十二年四月那賀郡濱村戸長兼浦役人學務委員を命せらる十六年二月戸長を辞す十七年七月官君を撰んて那賀郡濱村外三ヶ村戸長となし浦役人學務委員を兼ねしむ廿二年五月町村制を施行せらるゝや居村の村長に撰はる廿三年十月縣會議員に當選す因て村長を辞す廿四年三月徵兵參事員に當撰す先是賀茂那賀郡聯合會議員及二郡人民總代に撰はれ大に力を盡す又職務に勉勵し或は學校新築等に私財を抛うちたるを以て賞金木杯を得たると前後數回なり以て君か公務の

爲め或の教育の爲め大に力を尽せるとを知るへし宜なる哉君の名望居郡に高きを

◎松城兵作君之傳

●平民農商業●天保十年十月生  
●靜岡縣伊豆國君澤郡戸田村住

君は幼名熊三郎後に兵作苞長と稱す年甫めて九歳父母を喪ふ因て祖父一叟に養はれ學を韭山の士大石千秋及石井某に受け又劍を山田熊藏に學ひ約して父子とある一叟翁父を秋本作兵衛吉忠と曰ひ母は高田氏なり翁寛政八年六月を以て生る初め兵作鎮陳と稱す天性敦厚正直言行を慎み權貴に阿諛せず卑賤を輕侮せず學を奥州の士佐藤某に受け輕濟の才に長せり翁年二歳にして父を喪ひ四歳にし



て兄に別れ不幸益々加はる僅に母氏の手で成長す漸く十五歳に及んで身の不幸を嘆すると共に母の苦辛を想ひ以て日夜焦慮家を興さんとす其後幾年ならずして家道大に興り數艘の大船を造り諸國に航海して商業を營み其名遠近に振ひて遂に豪賈となる文政年中諸縣総合せず舉村の民皆饑餓に瀕す翁自から東西に奔走して糶す村民之に頼りて生を聊し大に翁を徳とす時に地頭小笠原氏翁に戸田村取締役を命し俸祿及氏を賜ふて松城と曰ふ之より秋本氏を稱せず弘化四年八月俸祿を増加せられ帶刀を許さる嘉永六年十一月翁業を孫兵作に襲かしむ即ち君也蓋し翁早く其子を失ふ因て業を孫に襲しむる也嘉永七年十一月地大に震ひ海嘯下田港に起り碇泊せし所の露國軍艦を漂蕩

し艦舩破壊し進退甚た困しむ幕府命して船を戸田港に新造せしむ當時翁命を受けて造船に關する諸川度を擔當す翁拮据黽勉其事を了す幕府及地頭小笠原氏物を賜ふて翁を賞す翁常に江川英龍柏木忠俊の二名士と往來し時に外患海防等の事を論議す二氏大に其志を嘉す安政五年小笠原氏翁か多年の功勞を賞し用人格に列し一鎗を賜ふて家人とあす六年君既に船舶を翁より受け之に因て大坂兵庫中國の間に航海し米穀食鹽の購買漕輸に従事し善く翁の業を守りて墜さす示來益々其業を擴張す文久二年君小笠原氏の用人格に列せられ戸田村取締役を命せらる蓋し翁の職を襲く也慶應四年静岡藩翁に陸軍所養生係を命す明治元年君開墾殖産の事業を擴張す四年廢藩置縣の際翁其職



を辭し君をして家を繼しめ自から多年經驗したる事業及經濟の談話をあし以て老後の樂みとなす翁の談話を聽く者益を得しと尠からすと云ふ七年十一月君足柄縣第八大區五小區副區長に任せらる九年静岡縣第八大區副區長に任せらる又學區取締醫務取締地租改正係浦役人の諸職を命せらる十三年二月伊豆銀行株主取締役兼戸田支店監督に撰はらる其月翁八十五歳の高齡を以て病歿す其辭世の句に曰く

君か代の名殘をしさよきのふけふ

翁世に在るや父祖の家産を受ると多からす且幼時より幾多の不幸に遭遇す然れども百折不撓の精神を以て遂に家道を興し本州物産の販路を擴張し其死するに及んては巨

萬の遺産を子孫に傳ふるに至る豈尋常人の企て及ぶ所ならんや十六年西豆銀行頭取に撰舉せらる廿三年一月駿豆間運輸の便を開んか爲に其長子長をして同志者と共に結社せしめ漁船を神戸に新造し駿豆丸と号し二國の間に往來し荷物旅客に便を與ふると尠からざるかり君も亦祖父の風ありて將來有爲の人士なるとは其經歷に就て知るとを得へし而して學校新築官衙建築及び罹災貧民救助として私財を抛うちたると三千有余圓の巨額に達し官より賞杯褒狀を賜ふ前後數回蓋し善く集めて善く散する者あり



◎織田利三郎君之傳

●平民商●安政四年三月生●敷知郡濱松町

君多田滿中之子孫多田藏人行綱の後胤にして世々濃津生津の郷士たり嚴君利右衛門俳諧を以て關白二條家に入り從六位を賜はる后ち戊辰の紛乱に際し官位返上居を尾州名古屋に占む時に嚴君君を名古屋総見寺の養子となす君佛門に居る九年間奮然悟る處あり身を俗界に投し明治三年濱松に居を移し玩具を營業とす君夙日に商業の不振を慨嘆し有志者と謀り遠陽市場あるものを設け益商業の改良進歩を計らる且つ君幼より花道を好み明治十年京都に出て池の坊の門に入り多年教を請け生花皆傳を許され明治十六年花定式會行司に撰はれ立霞軒秀信の號を授かる

后尙斯道に心を用ひ明治十八年に至りて立花総皆傳格式榻紫幕床構薄盤三皆傳家元華方に進ませられ諸國を経歴し足跡到らざる所なく花道の古實を究め昨廿三年遂に京都家元の代花を許さる全年遠江國立花生花准會頭職に昇進せらるふれより君か花道の名譽揚かり目下門下に遊ぶもの二百余名の多きに達す明治廿四年五月廿一日 天皇陛下静岡御駐輦の際玉座へ立花一瓶御後ろの間へ生花一瓶を天覽に供し東園侍從并時任本縣知事より懇篤の賞詞を賜る實に君の如きは商業熱心家にして傍ら風流場裡の神仙と謂ふべきなり



◎田中董丘君之傳

●士族●天保十四年正月生  
●靜岡縣屬●靜岡市三番町

田中氏の祖田中刑部左衛門は三河の人なり徳川家康に扈  
從し諸陣を経歴し元和八年に歿す子孫世々幕府に事ふ其  
八世の孫を茂藏と曰ふ君其第九子天保十四年正月を以て  
江戸下谷車坂町に生る兄及姉妹合せて十三人今一人の存  
する者なし明治元年八月茂藏徳川氏封を駿河に移さるゝ  
に際し先發として府中に移住す九年齡八十を以て歿す君  
資性活潑有爲の氣幼時に見はる年甫めて六歳教へずして  
能く字を寫し又武事を好む父も亦其欲する所悉く之を講  
習せしむ君勵精刻苦業大に進む長するに及んで醫學に志  
し旁ら茶道及び樂舞を嗜しむ於是や沈思寡言となる人其

奇に驚く終に書及明清樂を以て名を江湖に知らるゝに至  
れり安政六年游伴より拔擢せられ監察手附書役を命せら  
る既にして職を解かる其後仕官せず書家江上大丘死する  
や其後を襲き同門の弟子従ふ者七十餘名の多きに至れり  
以て君の書名當時に高きを知るへし明治元年十月父に隨  
ひて駿府に移住し居を人宿町に卜す十二月十八日私塾を  
開き麗澤學舎と稱す教ゆるに漢學英學數學習字の四科を  
以てし生徒の等級を分ち授業の時間を別つ且夜學を設け  
晝間職を執て修學の暇あらざる者又晩學の者の爲に薄暮  
より夜半に至れるまで業を授け諄諄不倦唯生徒の業進む  
を以て樂みとあす而して授業料の如きは父兄の贈る所に  
任し敢て多少を言はず寫字板書籍其他の器具に至るまで



之を蓄へ以て貧家の子弟に貸與し務めて生徒の冗費を省き就學の便を得せしむ又學舎に寄宿する所の生徒は休業時間中君自から之を率ひて運動をなさしめ其懇切なるに至らざるを以て當時君の門に在る者二百五十有餘名の多きに至れり既にして名三州に聞ゆ蓋し我邦小學校の嚆矢なり六年静岡市中五公立小學校設立に際し學區取締齋藤貫之氏君に勸むるに麗澤舎を改めて公立小學校とあさんとを以てす君肯んせず自ら之を從來の授業法に因りて私立小學校とあさんとを南部静岡縣參事に請ふ參事は之を文部省に經伺し遂に督學局の許可を得たり於是や君益々奮勵し諸公立小學校と對峙し勢ひ相下らず蓋し當時公立小學校の設立あるや一學科を授くる所の私校の如きは皆閉

鎖せしめらる然るに君の麗澤學舎の授業科目の如きは獨其名稱のみを改むれり直ちに公立小學校となし得るまでに備具せり君の如きは實に教育上に先見を有せし者と謂ふべきなり七年一月齋藤貫之氏復た君に勸るに學舎を公立小學校とあすを以てす君時勢の變遷を察して終に之を肯せず二月君の學舎を改めて公立第四番小學麗澤舎と稱し君其訓導に任せらるる三月生徒の學期試験を行ふに六、七、八、三級の卒業證書を受る者數十名一人の落第する者あり當時麗澤學舎の公立小學校とあるの後書藉變換し授業の日淺きに拘らず如斯の結果を得たるは君か平素の授業其宜しきを得たるに因れるなり九月第二期の試験を行ふ時に及第せし者數十人三級以下の卒業をなす君其翌日訓導



を辞す蓋し其教育する所の子弟業大に進み之を他人に委するも既に退歩するの憂なきを知らるに因れるなり其後地を三番町に相し家屋を築き之に徙る然れども君か子弟教育小於るの熱情は毫も止す又私塾を開き三省舎と稱す教を門に乞ふ者數十人に下らす八年十一月静岡縣に出仕し漸次昇進して文書課長庶務課長に歴任し現職知事官房書記たり君曾て風流を樂み百事蠅集の裡に在りと雖も花晨月夕吟詩詠歌書畫骨董隨時に弄して餘裕あり其居の如きは爨に改築するの際清朝紀聞に載する所の露臺及ひ公堂の圖に據りて高樓を築く圖して綠雲山房と曰ひ四方山河の眺め聚めて其軒に在り所謂八勝は文人墨客の珍賞する所にして綠雲山房八勝の六字は徳川前將軍の筆なり又

江湖の諸大家より寄贈する所の詩歌文章之を集めて坐間に備ふ以て君か交る所の者皆縉紳名士なるを知るへし然れども其賤者に接するも亦深切丁寧にして異なる所なしと云ふ編者竊に君の經歷を索らんと欲し一日君を其家に訪ふ君謙遜敢て語らず因て君か平素親交する所の某氏に就き其大略を知るを得たるを以て此に傳する耳又君か今日之言行に至りては人の皆知る所なり故に編者は茲に之を贅せざるなり

●若槻武樹君之傳

●平民農●文政八年四月生●庵原郡岩淵村住

君は駿河國庵原郡岩淵村の人父總七の長子文政八年四月



其家に生る天性豪毅俊邁磊々として小節を顧みず幼にして父に従ひ國學を修め愛國の志深く又人に接するに門牆を設けず貴賤禮を異にせず惟誠意の其間に溢るゝ耳常に慈善を以て心とあし徳望四隣に高し今や古稀の頽齡常人の事に堪ざる所なりと雖ども君の矍鑠なる老て益々壯くなり君初め影山氏を娶り一女を生み富士郡傳法村の人伊藤五作の第二子直作を養ひ之に配す君嘉永六年十月家を襲く曾て年凶歉に會ひ舉村菜色多く餓孚相踵んとするに際し君家財を舉て之か救助の資に充つ舉村頼りて蘇生す里人相傳へて今に其徳を稱す又曾て戸長たりし時蝗虫諸穀菜蔬を害すると甚しく將に田畝をして寸青たも無らしめんとするや村民大に之を憂ふ君竊かに人をして蝗虫を

捕へしむるに自他の田畝を問はず捕へ得れば則ち高價を以て之を購ふ之より蝗虫漸く痕を滅し一村其害を免かるゝを得たり以て君か徳行家なるを知るへし又日々公衙に出入するに自うら製する所の艸履を穿ち或は路頭に遺棄せる馬鞋を拾ひ之を杖頭に懸け家に歸りて之を肥料に充つ人之を笑ふも敢て顧みず又和歌を嗜み園基を好み常に騷人雅客に交り身を塵外に措くものゝ如し以て君か畸人騷客たるを知るへし明治廿三年衆議院議員の撰舉あるや衆人君を推して其候補者に擬す君固辭して之に當らず今や別荘に退きて余生を詠歌園基の間に送り敢て世事を顧みずと云ふ君か曾て公私の事務に執掌したるの梗概を舉れば庵原郡總代、第三大區一小區々長、學區取締、郡立病院蒲



原分院監事、岩淵村戸長、權大講義の如し君か多年經歷決して茲に止まらずと雖も彼の營營虚譽を世に衒ふの徒にあらず夙に隠君子を以て稱せらるゝの大人なり故に其經歷の詳細を探り得ず編者一日君の許を訪ひ名士傳編纂の意を告げ以て其經歷する所を問ども君笑て答へず然れば此に傳するものは編者か常に聞得たる所の一斑を記するに過ぎる而已

◎ 贊川直一郎君之傳

● 平民 ● 天保十二年十一月生 ● 駿東郡清水村

君の先は楠氏の疏族にして建武中興の際恩地等の諸將と並へ稱せらる子孫故ありて駿河に移りてより數百年農を

以て業とし世々里正たり君か祖父某に至りて特に和歌山藩藉に列せらる而して世々其家を襲く者皆國學を修め和歌を善す君も亦初め平田鉄胤翁に私淑し後に鬼島廣蔭翁の門に學ぶ屢に曾祖父良以、駿河誌編輯の事あるや東駿に屬する事蹟の蒐集を擔任せり然れども志を果さずして歿す其後駿府新宮の神官新宮高平翁良以の志を繼ぎ編輯して之を幕府に獻す時に君も亦曾祖父の志を果さしめんとし大に其業を助くと云ふ君の父某も亦有爲の士にして勸業の志篤く万延文久の間桑茶を栽培し養蚕の有益あるを衆人に説き農事の改良を圖り且郷黨子弟の教育なきを愛ひ明治二年三月幕臣神津某を聘し學校を設け貧者の子弟をして就學せしむ其後増築して組合公立小學校とあし且



資金を寄附して之か維持資に充つ静岡縣廳之を聞くに及んで銀盃を賜ふて其特志を賞す明治五年正月静岡縣君に命して第一區戸長となす二月其職を辭す三月第一區副戸長を命せらる七年八月第一大區二小區柿田村外五ヶ村戸長を命せらる十二月教部省君を訓導に補す八年二月駿東郡八幡村八幡神社外二十二ヶ村々社祠掌兼務を命せらる十一月第一大區二小區二十二ヶ村戸長を命せらる又惇章學校幹事兼務を命せらる九年十月戸長を辭す十一年二月復た前職を命せられ學校幹事を兼ね十一月戸長を辭す十二年十一月製茶共進會の横濱に開設せらるゝや君自園の製茶を出品し賞金褒狀を得たり十三年五月駿東郡長澤村學務委員を命せらる六月祠掌を辭す又駿東郡聯合會議員

に擧られたるも幾くもなく病を以て之を辭す十四年三月四縣聯合共進會の静岡に開設せらるゝや生絲繭及製茶を出品して賞金褒狀を得たり十一月駿東郡第十三學區學務委員を命せらる十二月長澤村戸長を命せらる十五年十一月山梨縣に於て四縣聯合共進會を開設するや出品して褒狀を得たり十六年三月十七等出仕に準せらる四月准十二等出仕に進む十二月職務に勉勵したるを以て褒狀を賜ふ十七年三月第十三學區學務委員兼沼津中學校學務委員を命せらる後に之を辭す九月長澤村組合十一ヶ村衛生委員を命せらる十九年十二月先是六年皇城炎上の際獻金したるを以て宮内省木盃を賜ふて其特志を賞す廿三年十二月清水村々長に推選せらる今や君實業家或は慈善家として



其名居郡の四隣に高し

◎依田佐次平君之傳

●平民農●第七區衆議  
院議員●那賀郡大澤村

君幼にして三餘翁の門を叩き専ら漢學を修む后東京に出  
て二三大家の門に遊ひ歸郷の後大澤村の村吏たり維新の  
后選まれて副區長となり其后大區長とある全僚木村恒太  
郎氏と共に協りて豆陽學舎を新築す幾もなくして大區長  
を辭し豆國重立取扱人となり地租改正の爲に大に村地整  
理の事に奔走し明治十一年十一月郡區改正の際賀茂那賀  
郡長に任せらる在職中豆國各村に發生する地所等の紛議  
を中裁すると實に枚舉に暇あらず后豆國人民總代の撰に



君六平辻



君祐弘島長



君平次依田依



君郎二矢井氏



君郎一住田保久



當り又靜岡縣會議員となり后常置委員兼幹事となる明治十六年有志の資を募り海運の欠くへからざるを論し豆海漁船會社を創設し選ばれて社長となる初め君弟勉三氏をして北海道に地を相せしめ殖産興業の偉事をあすは鉄道に若くものあきを以てし全國の人民を勸誘して晩成社なる一社を創立し男女三十許人を移住せしめ十勝國河西郡帶廣村に耕地を拓き示后三々五々移住者の數を増すと云ふ君夙に本邦輸物中に特殊の權勢を占むる者は生糸なるとを論究し頻りに養蠶業の擴張を計り製絲工場の起さるへからざるを察し賀茂郡松崎村に一大製糸場を起し君自から其社長となり勤苦經營殆ど十年に垂んとし遂に松崎製糸場の名縣下に知らるゝに至る嗚呼君か勸業上及



公共の事業に尽す實に尋常射利的俗家の知る所にあらずるなり后豆州分縣の擧あるや全國民舉つて君に其重きを托す明治二十三年七月君本縣第七區衆議院議員に當撰す蓋し平生の徳望の爲めにして曾て君の意見を叩ひて投票したる者に非すと云ふ以て君か名望信任の高きを知るに足る君亦大成會に加名し議會に於て其方針を把り運動したりと眞に君の如きは豆州第一流の名士と云ふも敢て溢美にあらず亦君の詳傳を掲ぐるに至りては克く一片半紙の盡し得難きものあれども玆に其概略を録し以て他日を俟たんのみ

◎神谷與平治君之傳

●平民農●長上  
郡下石山村住

『骨くたけ身は粉になりて仕舞ども立てし誠の心挫くな』とは君か述懐の詠にして君か心の寫眞と謂ふへし君與平治正信と稱し誠翁と号す天性勇毅果敢又慈愛の心小富み敬神の志に篤く神道黒住派の信徒あり君の父森時も亦敬神の志に篤く東海山陽四國九州の山河を跋涉し宗廟諸社を巡拜すると前後數回又君の兄森之をして安居院淺田の二師に従ひ伊勢に遊はしむ森之二師に因て二宮翁か報徳學の要旨を聽き大に感發する所あり既にして家に歸るや父と謀り二師を請ふて家に延き大に報徳學を講し遂に社を結ひ衆人を勸奨す君も亦與りて力あり文久三年安居院歿



するや統率其人を缺き報徳學を講ずる者魯魚相誤り朱紫相奪ひ甚しきは負債を以て其要旨となすに至る蓋し當時安居院の教を受る者甚た多し然れども其骨髓を得たる者は君を以て最となす君一日慨然として家兄に謂て曰く今日報徳の道開けざるにあらず然れども儀型既に亡ひて邪徑前に横はる時に及んで之か矯正の策を講せずんは終に先師の遺徳を穢さん故に弟不敏と雖も先師の遺教を奉じて諸邑を歴説し將に徑を塞くの荆棘を披かんと家兄君か意を壯んなりとし之を賛す乃ち名倉岡田伊藤の諸氏と相謀り巡回報徳會を設けて之か挽回に従事したるに將に滅ひんとするの斯道翕然として大に興る實に君の努力多しと謂ふへし又居村天龍河に瀕するを以て歳々多少

の水害の被むらさるとあし就中今を距ると廿七年前の如きは河水逆流して全村を浸し其退くに及んては滿望渺々たる平沙をなし君り所有田圃の如き沙底に埋没するもの五町餘歩の多きに及へり當時村民は年を逐て貧困に陥り失望の極游惰無職の徒たらんとす君之を傍觀するに忍ひず之を救濟するに報徳の法を以てするに其効漸く見はる明治十七年經濟社會に異象を現し金融閉塞して細民衣食に困しむ乃ち君か多年焦慮したるの報徳社の如きも亦意の如くあらざるに至る蓋し村民目前の急に逼られて君の教に従ふと能はざる也君常に嘆して曰く我法を實行せば一村の富をなす何の難きとかあらんや若し此に意あらば吾著したる書を讀へしと初め安居院師報徳田畑大益傳を



著はし君をして之に因て實行せしむ大に益あり乃ち衆争ふて之に倣ふ君も亦師の遺法に據りて廣益傳あるものを著はし多年經驗上より發明したる持説を述ふ示來報徳結社農事奨励の爲に力を盡し惟國利民福を進むるを心とす時に松島井村早戸の諸氏と相謀り三遠農學社の爲に力を盡す君素より演説を善くす常に農學社開會の日よとに登壇して雄辯を奮へり曾て勸業の歌あり曰く

壯夫の心をふめて振上し鋏の鋒先に米を實れる

又農家壁書を作る書中農家の誠となるもの甚た多し曾て猿山流竹園遠珠御家流安居院淺田の二師に従ひ書法を受け守屋朗護に従て漢籍を修む遠近教を君に請ふ者多し君農事多忙の間に在るも業を授けて倦色なし會々竹園安居

院の二師前後病に罹るや君二師を看護するに親子の間と雖とも及ふへからざるの誠意を見はせりと云ふ君既に家を長子喜源次に譲ると雖とも尙身を公益の爲に勞す實に自詠に負さるの士と謂ふへし

◎片井文次郎君之傳

●平民●名譽職村長●萬延元年三月生●安倍郡千代田村住

君人と爲り澹泊にして世事に齷齪たらず交る所の人甚た多し明治元年君鎌倉建長寺の住職古巖和尚に従ひ漢學を修むると歳餘二年漢學を竺元先生に洋算を田中維寧に従ひ修むると數歳八年官令して郡村に小學校を設置せしむるや君居村の小學養童舎の助手となる九年地租改正の令



あるや君居村田畝の丈量に従事す十二年農事實業の爲に力を尽すと數歳十七年居村の用係を命せらる又行政區域の變更あるや有渡郡下足洗村外十ヶ村書記を命せらる廿年用係を命せらる其年地押調査の事あるや其主任となりて勉勵し事務大に舉る知事關口氏金若干を賜ふて之を賞す又調査の結果其宜しきを得たるを以て管内地主大に喜ひ物を贈りて其勞を謝す廿一年市町村制發布せらるゝや自治區組織の爲に人民代表者に撰舉せられ其後調査員に舉けらる廿二年七月自治區の組織あるや村會議員に當撰し尋て名譽助役兼收入役に撰舉せらる廿三年名譽職村長に撰舉せらる又日本赤十字社恤兵報國の主旨を賛し締盟して其社員とある君曾て官衙建築費或は貧民救助の爲め

私資を抛うちたるとなきにあらされども之を人に語るを肯んせざるを以て世間知る者少なし蓋し君は老練家或は交際家として其名聲を博したるものなり

### ◎野村通太郎君之傳

●平民●銀行者●  
有渡郡江尻町入江

公共の利益を謀り村民の幸福を進むるを以て自から任し夙夜熱心に其事に従ふ者は野村通太郎君なり君は父戸作の第二子にして天性沈毅將來多望の好丈夫なり明治十三年初めて公私の職務に執掌せしより今日に至れるの間或は閑地に就けるの日なきにあらされども常に心を學事に注ぎ大に力を之に盡せり十三年町村會議員有渡安倍二郡



聯合會議員縣會議員に撰舉せらる十四年病を以て其職を  
辞す其年清水銀行の設立あるや君撰はれて取締役とある  
十八年同行の支配人を兼ね廿四年四月所得税調査委員に  
撰はる今現に所得税調査委員清水銀行取締兼支配人たり  
君年尙壯んなり他日觀るべきの事業をなすや期して待つ  
べきなり宜なる哉郡中第一流の名士を以て稱せらるゝや

◎村松安兵衛君之傳

●平民●商業家●文政十一年五月生●静岡市兵衛町住

君は駿河國有渡郡江尻町に生る其后静岡の米商村松氏に  
養はれ遂に其家を繼ぐ文久二年父祖の遺業を廢し醬油釀  
造を業とす明治十一年八月静岡町副戸長を命せらる十二

年四月静岡吳服町五丁目戸長を命せられ十六等出仕に準  
せらる十四年十一月有渡郡第一學區學務委員を命せらる  
十六年九月静岡吳服町四丁目五丁目戸長を命せられ十二  
等出仕に准せらる曾て縣廳及警察署新築費献金をあした  
るを以て賞杯壹個を賜ふ廿年神宮教静岡本部設立の事あ  
るや本部長大教正小山田嘉平の依頼を受け設立事務を負  
擔し大に盡力す其年十月神宮教管長君を教師試補に補す  
十一月權訓導に補せらる其後累進して權少教正となる時  
に廿四年一月なり君の如きは彼の私利を營み公益を顧み  
ざるの小丈夫にあらずして敬神愛國の大道に率ひて以て  
國利民福を計るの實業家と謂ふべき也



◎宮坂米吉君之傳

●平民商●文久元年二月  
生●敷知郡濱松町神明●

徳川家康公封を移して遠江の濱松に來る君の先菓子を製して城内に鬻ぐ後元祿中青山氏の封せらるゝに至り居宅の前面に神明の宮あり且つ其の居坂路に當るを以て更らに姓を宮坂と號す菓子を製するを以て生業とす嚴君を勘七と云ふ城主水野越前侯の信用を享け曳馬野勝春の名を賜ひ酒器の賞賜を受く后井上河内侯に事へて製菓の頭領たり君慶應元年を以て濱松藩の學士松下勝信の門に入り再ひ池田某の塾に轉す明治初年濱松學校に入學し全七年四月小學全科を卒業し全八年濱松行餘義塾に入り刻苦勵精翌九年一月に至り全塾の乙部長となる全十年家政を統

へ泰西製菓の法を學ひ又た獨得の新法を發明す全廿三年第三回内國勸業博覽會に砂糖漬佛手柑を出品して優等賞を得たり君龔に太政官第十一號菓子税則の發布に逢ひ廿二年八月中敷知長上濱名三郡同業者の推撰に依り菓子商總代として名古屋に至り得月樓にも販路及び雇人取締の爲め第一回二府五縣菓子商協議會に出席して大に氣焰を吐き全九月三府六縣菓子商協議會を濱松得月樓に開らく君幹旋大に尽力する所あり全十一月東京に菓子商全國委員の上京して大藏省に稟請する所あり君亦た出て總代となり静岡市寶臺院に同業大會を開らき委員となり出京す后中村樓及び紅葉館に大會を開らき大藏省及び其他に上願する所あり廿三年一月神戸大會に臨み全六月縣下總代



委員となり上京して商法會議所に決議し他四縣總代と共に元老院議長柳原前光氏を訪問し菓子業者の困難を縷述せり后廿四年四月 龍駕御還幸の際静岡市に 龍蹕を駐めらる君静岡警察署長袖山正志氏に據り自製の菓子壹瓶を 龍覽 に供す君の表面より之れを見れば尋常一般營利に汲々たるの菓子商のみ然れ共全業者及び公共の爲めに尽すに於ては決して尋常一般の人に非るあり而して 陛下に皇太子に 自製の菓子を奉りたる小至りては又た 皇上を奉戴して一意専念皇室に奉するに責任を有する者と云へきかり君の如き實に商人にして商人に非ず學者にして學者に非ず只た營業者中日本國民の眞價を有する者と云ふべきなり

●山田唯吉君之傳

●平民●農兼醬油醸造家●安政二年生●有渡郡豐田村曲金

君は父與左工門の子にして唯吉菱雄と稱す天性澹泊にして小節に齷齪たらず又愛國の志義俠の氣に富み人に接するに赤心を以て其腹中に推す衆皆君の風采を望む幼にして漢籍を幕臣青木某に學ぶ長するに及んで江尻町の人山田治作に養はる幾くならずして實兄清作逝く乃ち生家に復歸し専ら醬油醸造業に従事す會々醬油稅則發布せらるゝや君大に其不可なるを唱へ同業者と相謀り之を政府に請願せんとす君及び岡村保次郎村松安兵衛等衆人に推されて総代人となり請願書を元老院に上る蓋し其願意たる



や新税則に據れば舊來の番水に粕掛醬油の名を付し普通  
 醬油の税金と相對比するの意なれども番水と唱ふる者は  
 普通醬油を絞り上たる粕にして之に水を加へ又絞りたる  
 者を番水となす故に薪摺傭夫の如きは却つて其多きを要  
 する也然れども其價廉なる下等品あり故に薪摺傭夫の諸  
 入費を其賣價より引去るときは之より得る所の純益極め  
 て小なり然るに普通醬油と同一の税を課せらるゝは不當  
 なり故に之を上納すると能はずと曰ふに在る也君等其間  
 に數回奔走遂に願意を徹するを得たり實に君の力多きに  
 居る也乃ち以爲らく同業家組合なくんは緩急相救ひ正邪  
 相正すを得すと百方盡力遂に組合を定む蓋し醬油醸造家  
 組合は之を以て嚆矢とあす明治廿三年君醬油醸造法研究

の爲め下総國野田に遊ひ遂に各地方を歴遊し醬油醸造法  
 に就き大に發明する所あり示來益々本業の爲に電勉し其  
 名同業家の間に鳴る又醬油酢釀造物解説なる一書を著は  
 す書中載する所一として該業家の参考とならざるものあ  
 し以て君か心を本業に用ゆるの深きを知るへし君か政事  
 上に於る所の主義は個人的自由にして嚆に嶽南自由黨に  
 入り後に大同派に入り今は地方正義派の領袖にして志操  
 一徹輒ち他人の爲に動かされず又豊田村外二ヶ村に係る  
 灌漑用水に供するか爲に舊静岡城墟を拂下んとし一大激  
 論を生ずるや君村會議員たりしか其職を辞し去りて他を  
 矯正せんとしたるか如きは實に正義を蹈めるの人士なり  
 君常に村會議員或は縣會議員の候補者に擬せらるゝと雖



とも之を肯せず君も亦地方有爲の傑士なる哉

●平尾清一郎君之傳

●平民●文政八年十一月生●  
●國立銀行者●静岡市静岡宿

君舊性ハ海野氏幼にして芝崎大乙の門に入り漢籍習字を學ぶ年十九にして出て平尾氏を襲く同氏は世々東海道驛次本陣格を以て夙に家聲遠近に鳴る君天質温厚緻密にして忍耐力に富む文久二年舊府中間屋役を勤め維新の際傳馬役取締とあり名を清一郎と改む明治七年八月第四大區五小區静岡町區長を命せられ全十一年其職を懼む此時に方つて本縣未だ銀行ある者なく故に漸く金融閉塞して商工振はず茲に於て君板倉甫十郎山田義質の兩氏と謀り第

卅五國立銀行を創立す之れ縣下銀行業の嚆矢にして爾來專心斯業に盡力し今日の隆盛を見る君の力與つて大いなりとす全四月第卅五國立銀行支配人となり全十二年三月縣會議員に當撰し尋て三回繼續し更に其任を辭し小林年保氏と協力して銀行業に鞠躬す蓋し同業創立日尙は淺くして社會公衆の貫染せざるを以て百難頓に萃り困苦交々加り來たるも不撓不屈の精神を煉り遂に再ひ同業を挽回したる功蹟亦鮮なからず同十三年一月同行取締役となり今尙ほ其任に在り君亦傍ら小林板倉の諸氏と議り静岡銀行を創立す后ち野崎銀行と合併すと之れより鑿き明治九年 畏くも我が 皇后陛下は西京 行啓の際 御旅館仰付られたり全十一年 徽聖文武なる 天皇陛下は九州御



巡幸の節 行在所 を命せらる時恰十一月三日あり故に  
 畏くも茲に天長節の大禮式を行はせ玉ひ金二百圓を君  
 に下賜せらる君の榮譽推して知るへし全十九年東海道鐵  
 道敷設の令あるや君思へらく今哉日に月に進歩し百般の  
 利機相競ふの時に方つて本市に巨大の旅館なきは公益上  
 不便尠なからずして遺憾甚たしと茲に於て停車場前榮町  
 の旅舎建築の事を企圖し示來着々土木に従事し全廿一年  
 十二月を以て初て工事落成す名つけて大東館とし亦静岡  
 《ホテル》と唱ふ同館は洋風三層樓に壘み其高闊巍然として  
 九宵に聳ぬ東面は三保灣を隔て、遙かに富岳と相對し南  
 方は渺々たる海原に接し又西北は龍爪吐月の群巒を望み  
 風景最も奇觀あり其構造結好に至りては本縣下第一位た

るを占むるは世人の普く知る處おれは編者の喋々を要せ  
 す宜なり廿二年鉄道開設以來東西往復の貴顯紳士及外人  
 等をして故さらに本市に程を停むるは蓋し本館の在るあ  
 つて其宿泊の愉快を買んと欲するにありと以て本館の名  
 聲高きを知るに足る廿四年五月 車駕 西京に行幸あら  
 せられ御還行の鹵簿本館を以て 行在所に定めさせ玉ひ  
 特に侍從長より 御愉快に思し召され玉ひし旨の賞詞を  
 賜ひ併て宮内省より金三百圓を下賜せられたりと實に明  
 治九年以來 行幸啓の前後三回君の家を以て 行在所の  
 榮を辱ふするは君の一大榮譽にして君も 天恩の優渥な  
 るを深く感謝し奉り永く子孫に傳へて紀念とすと君今古  
 稀の齡を保ち尙ほ嬰鑠として世事に執掌すと君長子あり



源太郎君と云ふ惜むへし年三十九才にして長逝す嫡孫を  
徳太郎君と云ふ徳太郎君天質英敏有爲の志氣あり君の後  
ちを嗣き克く君の教訓に法り家道頓に整ふ眞に君の如き  
は老練卓越の偉丈夫と云つへし

### ●平松駒太郎君之傳

●士族●醫學士●文久三  
年六月生●駿東郡沼津住

君は和歌山藩士小谷民助の長子にして和歌山城下に生る  
幼にして活達穎才年甫めて十歳藩醫平松良糾の門に入る  
十三歳良糾に養はれ平松氏を冒す遂に學習館及徳義舎に  
入り修學す明治九年大坂に遊び米人クインペに就き英學  
を修む十年京都に出て新島襄氏の同志社に入る十三年東

京に遊び川上正光に就き獨乙學を修む其年十一月大學醫  
學部豫科に入る當時受験者五百有餘人及第する者九十八  
外國教師又九十人に就きて試験を行ひ優等二十人を取り  
て高等豫科に編入す君は實に其一人なり其后學制變革し  
十八年十一月豫備門を卒業し本科に入る廿三年十月卒業  
して醫學士の學位を受く廿四年駿東郡の有志者君を招聘  
す君因て沼津に來たり住す其年六月開業す君醫學に精あ  
るのみならず文學に通し辯論を善す而して春秋尙富む實  
に將來多望なる青年傑士也



◎多田藤五郎君之傳

●平民農●田方  
郡葦山村多田

君は伊豆國君澤郡江間村の人師岡善六の第二子なり幼にして村里に學ひ長して駿河國駿東郡間門村の人西尾某に從學す年十九歳多田氏に贅婚たり當時幕府の末造に屬し内憂外患並至り天下漸く多事なり伊豆に江川英龍あり銳意武を講し士を養ひ以て有事の日を須つ君も亦英龍の門に出入し専ら砲術練兵擊劍等を修め大に得る所あり時に農兵隊の編制あるや君入て司令官となる當時佐幕の軍破れ脱徒四方に離散出沒し所在將に事あらんとす伊豆の北邊は東海道往來の衝にして直に函嶺に通するを以て日夜脱徒の來往徘徊する者多し英龍卒を遣り之を境外に逐し

め以て州内の安を保す君も亦英龍の命を受けて奔走す其后王政維新の運に屬し天下大に治る君乃ち東京に遊ひ育英寮に入り漢英數の三科を修む既にして廢藩置縣の令あり葦山に足柄縣廳を置き又足柄裁判所を設く明治五年九月君郷に歸り裁判所等外二等出仕を命せらる六年十一月病に罹り公暇を乞て療養す八年十一月等外一等出仕に進む九年五月裁判所廢せられ其職を免せらる時に滿三ヶ年奉職したるを以て金十五圓を下賜せらる八月第八大區八小區扱所に於て地租改正の事に執掌す十年三月第八大區八小區拾六ヶ村戸長兼區内學校幹事を命せらる十一年三月病を以て其職を辞す十二年虎列刺病流行の際豫防消毒の法普からざるを思ひ金若干を出して其費を補ふ静岡縣賞



狀を賜ふ十三年八月伊豆國町村聯合會議員に當撰す十四年十一月田方郡韭山町戸長兼同郡第一學區學務委員を命ぜらる十六年二月本職及び兼務を辭す七月曾て戸長奉職中明治十五年惡疫流行の際率先銳意豫防消毒に従事し盡力少なからざりしを以て縣廳賞狀及び金圓を賜ふ十七年七月韭山町會議員及同町聯合會議員に當撰す八月伊豆銀行取締役に當撰し支配人を兼ね九月曾て君澤郡古宇村外二ヶ村大火の際罹災者へ米穀を施與したりしを以て縣廳賞狀を賜ふ又下田街道及君澤郡中の橋梁破壊する者あり有志者之を改造せんとす君も亦之を贊襄し改造費として金廿六圓餘を寄付せるを以て木盃を賜ふ十八年八月韭山町外九ヶ村衛生委員を命ぜらる廿年二月父正徳翁に代り

て報徳社々長とある蓋し報徳社は往年世徳翁二宮氏に師事し其教に遵ひ設立したる者にして専ら耕耘培養起業興産及び凶荒飢疫の豫防道路橋梁の修繕等に従事し天地の徳皇國の恩に報酬せんとするもの也十一月所得税調査委員町村撰舉人に當撰す廿一年伊豆銀行副頭取に舉らる廿二年四月町村制施行せらるゝや村會議員に當撰し尋て韭山村長に舉らる五月君澤田方郡所得税調査委員撰舉人に當撰す六月兩郡所得税調査委員に當撰す八月韭山函南兩村間の道路橋梁廢壞し車馬の通行困難なるを見て自から金四拾三圓を抛うち以て有志者を勧誘し改修費を募り遂に其功を竣る縣廳木盃を賜ふ廿三年一月伊豆銀行取締役に再撰す六月君澤田方郡私立衛生會理事に特選せらる示



來益、公私の事務に執掌し名望日に隆んなり

### ◎高部廣八君之傳

●平民●商業家●弘化二年十月生●敷知郡神久呂村住

君幼名忠吉末廣と號す父は六兵衛母は辻村氏弘化二年十月を以て生る幼にして高部千別に就き讀書習字を學ぶ家素より貧し中道學を廢し家に在り常に弟妹を襁褓して父母を田畝の間に助く年甫めて十三篠原村染戸白都權之助に養はれ日夜業務を勉勵す十八歳の時大に感ずる所あり奮然として謂らく凡て業務は熟練を得ると蘊奥を究むるを尙としとす安んる寒村僻陬に蟄伏し小成に甘んせんや乃ち家を辭し東海道に由り江戸に遊ふ途次染戸の名ある

者を訪ひ毎に乞ふて雇傭となるも十數日以て諸家の秘法を研究す既にして家に歸る時年二十二實に慶應二年十一月あり此時曾て興家の資に充んとし得たる所の雇錢を貯蓄したる者金十八兩あり以て自から染戸を開き父兄と俱に居り晝則ち家業に勵精し夜則ち書を讀み算を學ぶ明治二年二月妻を娶り別に一家をあし名を廣八と改め専ら其業に従ふ然れども赤貧洗ふが如く且備さに辛苦を嘗む常に慨然として謂らく天下憫むべきもの唯貧のみ吾幸にして他日家を興すを得ば必らず濟貧の策を講せんと又謂らく凡そ經濟の道二つ勤儉のみと乃ち一日の業を豫定し若し故ありて之を執ると豫定の如くする能はされは必らず夙夜匪勉之を補ひ且務めて節儉す十七年の比ひ多年節儉



力行の効虚しからず道家漸く興り家屋田畝を所有す是より先君居村の農民自奮の志に乏しく概ね他村の爲に小作をなし毎年巨多の金穀を他村に吸収せられ之か爲め舉村漸く疲弊するを視焦心苦慮するも未だ良策を得ず偶々千別翁を見て談之に及ぶ翁語るに二宮翁か報徳の法を以てす君膝を拍て大に喜ふ乃ち一村五千戸を一團とし共救共育の二社を創設し救済の法大に立つ十八年七月貯穀規約を設け村民をして其分に應じ毎年米麥黍の三種を貯蓄し凶年の豫備をささしむ君以爲らく澆季の世人情輕薄金錢の如きは極めて争ひを惹き易し如かず之を不動産とさし以て結社の基礎を固ふするにほと十九年一月共救共育二社の貯金を以て田畑を購得し之を二社に分屬し時に村内

の貧困者或は僅少なる田畑に衣食する者に貸與耕耘せしめ以て村民の自立を計れり又君家事を妻に托し自から身を勸業に委ね未廣勸工所を設け染工製藍織物の三科を置き村内の子弟を募集し之に業を授け一人の游手徒食する者なからしむ時に製藍の法不完全にして國産とするに足らざるを嘆し阿州の製藍法に倣ひ之を改良せんとす廿一年一月製藍教師近藤某を徳島縣より聘用し自から子弟と俱に製藍の法を某に受く刻苦勉勵すると三年始めて其功を奏す爾來遠近其の法に倣ふに至れり次て機械の法に改良を加へんとし雄踏村櫛の二村に數ヶ所の機室を設けて之に従事す未廣勸工所は年月を逐て益々盛況を現す是より先明治九年八月君居村の小前總代に擧らる十三年二月



村會議員に撰はれ十七年八月居村及び西鴨江村外二ヶ村々會議員に撰はる廿一年五月西遠太物業組合内西鴨江村外二ヶ村小組合委員に當撰す七月長上敷知濱名三郡聯合勸業會々員及び敷知郡西鴨江村外二ヶ村公共財産處分委員に舉らる廿二年三月神久呂村々會議員に舉られ又同村會議員一級撰舉に當撰し尋て西遠太物業組合内雄踏神久呂富塚伊佐見四ヶ村小組合委員に舉らる廿三年五月西遠太物業組合常置議員に舉らる爾來益々奮勵事に従ふ以て君か縣下に於る名望如何を知るべきのみ

◎安田故太郎君之傳

◎平民◎郷宿兼静岡市收入役◎嘉永六年十一月生◎静岡市靜岡宿

君先考次郎兵衛君の實子にして幼名を造郎と云ふ八歳にして長島濟の門に入り漢籍習字を學ぶ文久三年九月父を喪ふ君時年九才初めて家督を繼ぎ次郎兵衛と改名し祖母の養育を享け就學の傍ら若冠より郷宿營業に従事し備さに辛酸を嘗め克く經濟の實を舉げ家を興し身を立るに孜孜として他念なく其功空しからず名聲日に月に顯はる明治二年君故太郎と改名し爾來公私の事務に躡學す又佛法を信じ機外居士と稱す明治八年七月四大區五小區静岡町副戸長を命せらる九年四月一心舎盍管舎幹事試補を命せらる八月戸長兼區内學校幹事を命せらる又小區會議員幹



事記事長副議長等に選任せらる十年三月戸長兼學校幹事を辭す六月傳街學校幹事試補を命せらる七月復た静岡町戸長兼學校幹事を命せらる尋て之を辭す十二年四月協階學校幹事を命せらる其年静岡宿町會議員聯合會議員に當選せしより數年の間其職に在て副議長或は議長たり十三年九月有渡郡静岡宿衛生委員を命せらる十七年六月縣會議員に當撰す七月静岡宿町會議員及静岡譽田町聯合町會議員に當撰す九月静岡札ノ辻町外九拾五ヶ町壹宿人民總代に當撰す十一月有渡安倍兩郡三百拾七ヶ町宿村聯合町村會議員に當撰す十二月静岡札ノ辻町外九拾四ヶ町壹宿聯合町會議員及公立静岡病院監査委員に當撰す十八年一月静岡札ノ辻町外九拾五ヶ町壹宿災害豫防積立金取扱委

員を命せらる二月有渡郡第六學區聯合宿町村會議員に當撰す七月静岡札ノ辻町外百貳拾ヶ町壹宿聯合町會議員に當撰す八月静岡札ノ辻町外百拾ヶ宿町聯合町村會議員に當撰す十月静岡組合驛傳取締人に當撰す十九年一月縣會議員半數改選の際議員の職を退く二月議員に再撰せらる三月有渡安倍二郡三百拾七ヶ宿町村聯合町村會議員及ひ静岡宿町會議員半數改選の際其職を退く五月静岡宿町會議員に再撰す亦静岡譽田町外十ヶ宿町聯合町會議員に當撰す八月有渡郡静岡札ノ辻町外百十五ヶ町一宿聯合町會議員に再撰す廿年二月静岡市街人民總代に當撰す三月有渡郡静岡札ノ辻町外九十六ヶ宿町聯合町會議員及ひ同郡同町外百十六ヶ宿聯合町會議員に再撰す亦安倍川水防負



擔静岡札ノ辻町外百九十二ヶ町村聯合町村會議員に當撰  
し市街人民總代改撰の期至れるを以て静岡札ノ辻町外九  
十五ヶ町一宿災害豫防積立金取扱委員を解かる四月復た  
災害豫防積立金取扱委員を命せらる十一月有波安倍郡所  
得税調査委員に當撰す廿一年二月静岡高等小學校理事委  
員を囑托せらる十月静岡榮町外三線路工事委員に當撰し  
たるも直ちに之を辭す亦出獄人保護會社を設立するに方  
り君撰まれて社長となる廿二年四月静岡市會議員に當撰  
す五月静岡市會議長、同市徴兵參事會員、同市名譽職參事會  
員に當撰す六月静岡市所得税調査委員及び安倍川水防水  
利土功會議員に當撰す廿三年一月縣會議員半數改撰の際  
議員の職を退く第二回市會議長に當撰す六月静岡市所得

税調査委員半數改撰の際委員の職を退く廿四年一月第三  
回市會議長に當撰す二月徴兵參事員に再撰す三月安倍川  
水防水利土功會議員半數改撰の際議員を退職す五月安倍  
川水防水利土功會議員及び静岡市所得税調査委員に再選  
す六月静岡市收入役に撰任せられ其月市會議員及び名譽  
職市參事會員の職を退き隱然縣下の利益を謀り汲々とし  
て怠らすと之より先き明治九年より同廿一年に至る前后  
三回の火災に罹ると雖ども不撓不屈の精神を養ひ今尙ほ  
怠慢なく公私の事務に勉勵すとは眞に尋常人の企て及ぶ  
處ろにあらざるなり



◎田口平内君之傳

●平民農●富士  
郡富士根村栗倉

君は岳麓の僻邑に生れ幼時教を受くへき良師なく又業を修むへきの郷校なきを以て僅かに寺子屋學問をなすに過さりしも家庭の教育能く君をして處世の大道治家の大意を知得せしむ年二十四歳にして家を繼ぎ専ら農業を勉め旁ら三椗仲買商を營む不幸にして明治八年二月火災に罹り家屋器具及ひ貯ふる所の椗皮三百駄を擧て烏有に属す翌年一月父を喪ふ如斯災厄前後に起り家道頓に衰ふ君天性豪毅果斷百難は却て眞勇を見るの機なりとするの概あり乃ち家政の改革を謀るや之を親戚故舊に諮はす所有田畝は之を典賣し以て負債の償却に充て終に一畦半畝をも

有せざるに至れり爾后憤然家人を獎勵鼓舞して農業に従事せしめ常に星を戴て出て月を蹈て歸る然れども所有の田畝なきを以て或は借地し或は荒蕪を開墾して僅かに生計を營めり如斯すると數年家道大に起り幾多の田畝山林を所有し居村屈指の富家と稱せられ且土藏を新築し彼の『杉田に田なく粟倉に藏なし』の俚諺をして過去の一話とあさしめたり蓋し粟倉は君の居村にして杉田は其隣邑なり君明治八年八月第二大區四小區栗倉村外三ヶ村戸長を命せらる十一月同區一ヶ町外廿ヶ村戸長を命せらる九年八月其職を辞す九月神成舎幹事試補を命せらる十二年三月富士郡村山栗倉兩村戸長を命せらる五月兼學區取締補を命せらる八月栗倉村戸長に專任し其後十六等出仕に準せ



られ尋て准十二等出仕に進む十一月富士郡第廿學區學務委員を命せらる十六年五月本職及兼務を辞す十八年五月復た富士郡第二十學區學務委員を命せらる其他人民總代委員議員の如きに至りては常に君か身邊を繞りて離れず君をして忙中忙を加へしむ又皇居御造營費及以官衙學校の建築費等に献金或は寄附し賞狀を得たると前後數回君の如きは實に得難きの人士なり

◎田村純平君之傳

●平民農●君澤  
郡西浦村古字住

君は伊豆國君澤郡西浦村の人にして農を業とし老練家或は勉強家として名望大に高し安政二年四月加賀守大久保

氏の采地君澤郡古字村の里正とある慶應元年三月組合五ヶ村取締役を命せらる王政維新の後明治四年九月韭山縣君に古字村戸長を命す九年七月靜岡縣君に第八大區三四小區副戸長兼學區內學校幹事試補を命す十二年三月古字立保平澤三ヶ村戸長兼學務委員浦役人を命せらる十四年二月職務に勉勵したるを以て賞金若干を賜ふ十六年二月古字村戸長に專任し十六等出仕に準せらる四月准十二等出仕に進む十七年一月其職を辞す三月文部省君か教育上の勤勞を賞し康熙字典一部硯箱壹個を賜ふ七月古字村戸長准十四等出仕に再任し兼第十二十四十五小區學務委員浦役人を命せらる十九年五月職務に勉勵したるを以て賞金若干を賜ふ十一月古字村外八ヶ村戸長に任し判任九等



に准せらる廿年四月先年悪疫流行の際檢疫に従事し盡力  
至れるを以て賞金若干を賜ふ廿二年一月地押調査に従事  
し勉勵したるを以て賞金若干を賜ふ三月西浦村戸長に任  
し判任九等に准せられ兼浦役人を命せらる七月職務に勉  
勵したるを以て賞金若干を賜ふ爾來益々公私の事務に軌  
掌し名聲大に振ふ

◎ 空谷清一郎君之傳

● 平民商 ● 天保十年十  
月生 ● 敷知郡舞坂町

奇人としては絶世の奇人商人としては稀代の商人と云ふ  
へき者は空谷清一郎君に於て之を視る君弱冠にして安政  
元年の海嘯に逢ひ盡く田園を失し赤貧殆ど洗ふか如し此

時に當つて嚴君清兵衛氏の大喪に逢ひ母妹三人繼かにし  
て其の口を糊す君商業を營まんとす然れども資金なきに  
苦む母氏に就ひて纒りに四兩三分を得たり之を持して各  
地を奔走し青筵を購ひ破舟を購ひて大海に浮ひ遠州洋を  
横過して相良に至り之れを販賣して海菜に交へ濱名港に  
回航す舟素より老朽漏水之れを没す君及水主一人交替し  
て其浸水を汲み遂に巨利を得て商業に従事するの資を得  
たり后ち商業に失敗して家を脱し伊勢尾張の間に遊ひ又  
た失敗して大坂に至り播磨屋某に依り乾物店吉川源兵衛  
に雇使せらる其間商機に熟するを以て屢は家道の隆盛を  
助く幾もかくして征長の事あり天下噪然皆な眼を長防の  
天に注ぐ君又吉川某の父と共に長防及び石美の間に出入



して巨利を博す此に至りて吉川の家を辞す多額の金員を贈つて君に饒す君慶應二年四月を以て家に歸り吉川某に受くる所の金を以て債主に謝し始めて故園に住するを得たり然れども君岩落の氣宇焉そ能く一小僻阪に坐食するを得んと奮然細君を携へて江戸に奔り矮屋を求めて之れに住す時に明治元年官軍東下し函嶺以西皆官軍の有に歸す當時大森名産の海苔販路盡く塞り如何ともするとなし君衣帯を典して海苔七千四百枚を購求し身を馬丁に粉して函關を踰ゆ果して誰何する者おし爾來往來する事七八回にして大に利益を得たり此時に當つて青銅錢頓かに價格を倍す君其資貳百六拾圓を尽して東海道に出で藤澤を経て將に小田原に至らんとす酒匂川漲溢して渉るへから

す君之れを奇貨とし衣を脱して水に投し遂に小田原に達するを得て貳千七百圓の巨利を博す后横濱に出で清人の大豆を買ひ計らす其の期を失して殆ど赤貧となる后築地商社に使用せられ三州荻谷の支店を掌とる君亦失敗して赤貧洗ふか如し此に於て意を決して故園に歸る明治八年一月舞坂宿正副區長及び吏員等に對し不正の所置を鳴らす者あり君其の総代人とあり屢は官府に上請して區長等の專横を訴へ遂に之を廢して一宿の財政を整理す君曾て今切港の空しく新居驛の利となりて舞坂驛の利となりざるを歎し大坂鳥羽等の各地を巡説して貨物の寄贈を托す暮年からすして船舶の輻湊する十を以て數ふへし此時に當つて濱松縣廳又た漁船一隻を購求し号して濱名丸と云



ふ初めて濱名港に入る淺洲に阻せられて進退する能はず  
君自から舟を出して其の危急を救ふ船遂に安全に歸す功  
によつて濱名丸の周旋人となる后同船の沈没するに逢ひ  
遂に環洋社と約して瀛船明進丸の寄港を約し孜々として  
物貨の運輸に盡力す明治十五年七月三十日明進丸大坂よ  
り寄港するに當たり濱名港に於て激浪の爲め來客七拾余  
名を魚服に葬らんとす君率先夜を徹し身命を忘れ自己の  
危険を省みず衆を督して其の乗客を救助す官之れを賞し  
て紅綬褒章を賜ひ其の善行を表彰す君腹に一丁なく甚た  
文字に親まらず然れども其爲す所往々準繩規矩の外に出  
す能く善事を跡んで敢て一步を誤るなし君の如き能く天  
眞の爛熳たるを發揚して以て之れを処世の鑑となすのみ

君の奇行奇言嘗に此に止まらず然れども今其の繁を恐れ  
て纔かに其一斑を載するのみ其の救難の時の如きは全始  
末書を一讀せば君の用意と平生とを知るに足らん

### ●藤波甚助君之傳

●平民●商家●嘉永三年  
五月生●靜岡市本通三丁目

君初の名は博字は子約孫齋と号す父甚助の第三子なり天  
性澹泊機に臨むや果斷事に當てや敏達艱難心を動さず富  
貴節を渝へず亦好丈夫なり幼にして普通の學を修め漸く  
長するに及んで靜岡の鴻儒長島濟に従ひて和漢學を修め  
田中藩士古谷某に就て算數を學ぶ明治六年新學制に因り  
數校を靜岡に設くれども皆萎靡振はず時の參事南部廣予